

令和5年度版

国民健康保険事業の概要

(令和4年度実績)

目 黒 区

はじめに

目黒区の国民健康保険事業は、昭和34年12月の制度発足以来、地域の医療保険の中核を担う制度として、区民の方々の健康保持と医療の確保に寄与してまいりました。

国民皆保険を堅持しつつ、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保の運営を担うこととなりました。区市町村では、引き続き保険料の賦課・徴収、資格管理、保険給付など、きめ細かなサービスを行っています。

国民健康保険制度を安定的に運営するためには、保険料収納率の向上が求められます。そのため当区では、口座振替、コンビニエンスストアでの収納、クレジットカード収納、スマートフォンアプリによる決済などを導入し、多様な納付方法を提供するほか、滞納対策事務を住民税等と一元化して、より適切な債権の管理を進めることで、収納率の向上に努めています。

さらに、こうした取組みと併せて、平成30年3月に策定した「第二期データヘルス計画」に基づき、区民の生活習慣病対策をはじめとする健康増進や重症化予防、医療費の適正化を目的とした健康づくりを推進する取組みを実施しています。

新型コロナウイルス感染症に対しては、令和4年度においても、令和2年度から行っている国民健康保険料の減免や傷病手当金の支給を行いました。当該感染症は、令和5年5月に5類感染症へ位置付けられましたが、引き続き、今後の影響にも注視してまいります。

また、令和3年10月から、オンライン資格確認の仕組みの全国的な運用が開始され、医療保険制度のデジタル化が進んでいます。

当区といたしましては、区民の方々がますます健康に、そしてより一層安心して医療サービスを受けられるよう、DXの推進にも取り組みつつ、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営の確保に努めてまいりますので、今後とも一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

ここに、令和4年度の事業実績をとりまとめましたので、ご高覧いただければ幸いです。

令和5年9月

目黒区区民生活部国保年金課

目 次

1	組織体制及び事務分掌.....	1
2	目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会.....	2
	(1) 協議会委員.....	2
	(2) 審議事項.....	2
	(3) 協議会開催状況.....	2
3	被保険者.....	3
	(1) 国民健康保険の被保険者.....	3
	(2) 外国人への国民健康保険の適用.....	3
	(3) 被保険者の区分.....	3
	(4) 年度別被保険者数等の推移.....	4
	(5) 年度別被保険者数の内訳.....	4
	(6) 年齢階層別被保険者構成.....	5
	(7) 年度別外国人加入状況等の推移.....	5
	(8) 年度別介護保険被保険者（第2号被保険者）の推移.....	6
	(9) 被保険者事由別資格得喪状況.....	6
4	保険給付.....	7
	(1) 給付の種類及び概要.....	7
	(2) 医療費の状況.....	12
	(3) 医療費の負担状況.....	14
	(4) 高額療養費の状況.....	15
	(5) 高額介護合算療養費の支給状況の年度別推移.....	15
	(6) 高額療養費の貸付の年度別推移.....	16
	(7) 出産費資金の貸付.....	16
	(8) その他の給付状況.....	16
	(9) 不当利得等返還金の年度別推移（現年分）.....	17
	(10) 一部負担金減免の年度別推移.....	18
5	国民健康保険料.....	19
	(1) 令和4年度 特別区国民健康保険料算定の仕組み（概念図）.....	19
	(2) 保険料算出基礎（令和4年度）.....	19
	(3) 保険料の収納状況の推移.....	20

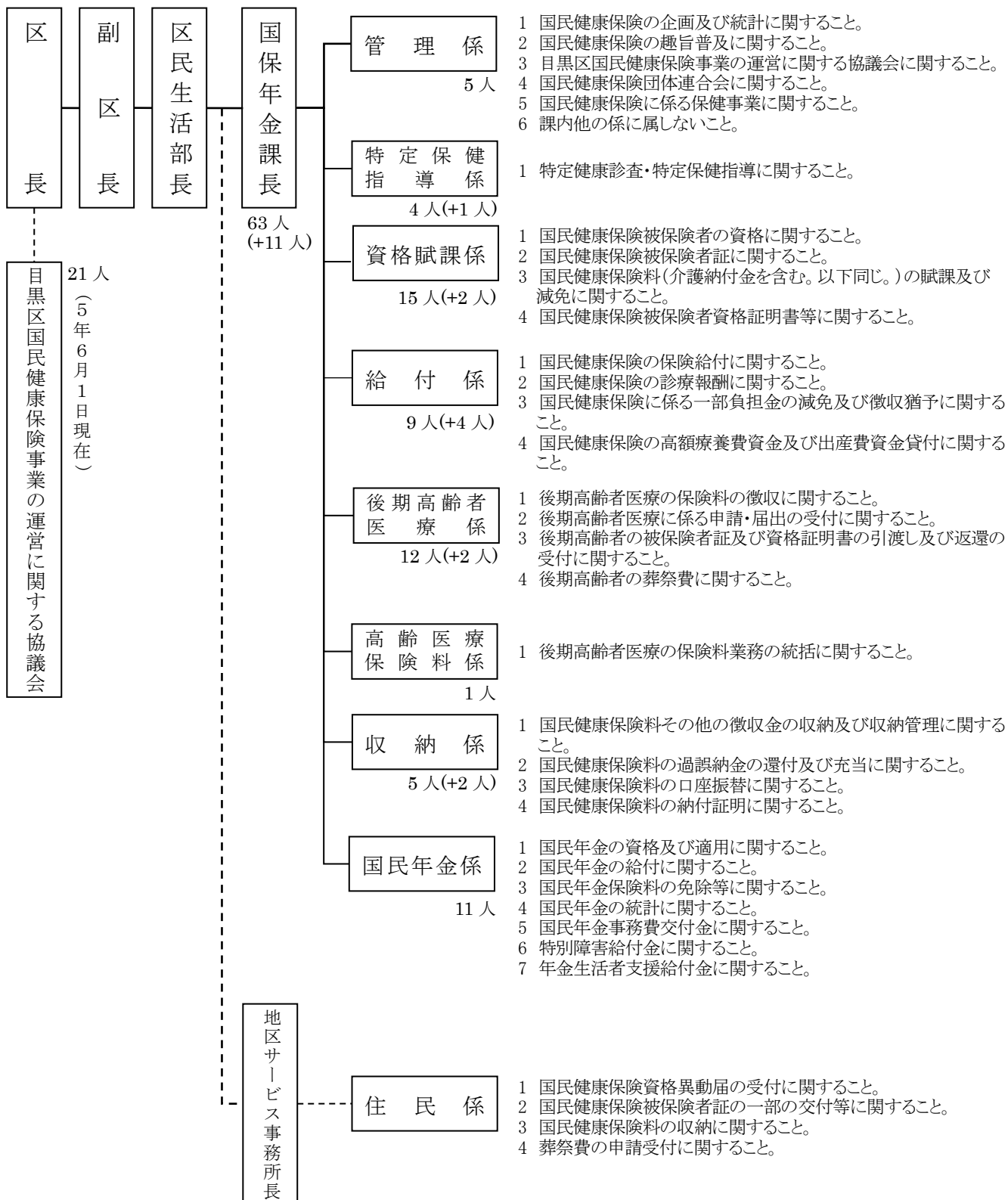
(4) 保険料負担額の状況（現年分）	22
(5) 均等割保険料軽減措置の年度別推移	23
(6) 非自発的失業者に係る保険料軽減措置の年度別推移	23
(7) 保険料減免の年度別推移	24
(8) 令和4年度保険料階層別負担状況	25
(9) 保険料納付方法別収納状況	26
6 特定健康診査・特定保健指導	27
(1) 特定健康診査	27
(2) 特定保健指導	28
(3) CKD（慢性腎臓病）重症化予防保健指導	28
7 保健事業及び趣旨普及	29
(1) 保健事業	29
(2) 趣旨普及	30
8 経理状況	33
(1) 令和4年度国民健康保険特別会計 歳入決算	33
(2) 令和4年度国民健康保険特別会計 歳出決算	34
(3) 年度別歳入歳出決算の金額及び構成比	35
9 国民健康保険制度及び関連制度のしくみ	36
(1) 国民健康保険制度のしくみ	36
(2) 前期高齢者財政調整のしくみ	37
参考：基礎データ	38
10 目黒区国民健康保険制度のあゆみ	39
11 目黒区の医療関係施設数	48

※目黒区国民健康保険制度のあゆみ全文・目黒区国民健康保険条例については目黒区公式ウェブサイトに掲載

1 組織体制及び事務分掌

国保年金課の組織及び事務分掌は次のとおりである。

(表示の数字は令和5年4月1日現在の人数、カッコ内は会計年度任用職員数を示す。)



※国民健康保険業務システムの運用・保守等に関しては企画経営部情報政策課で所掌
 ※納付相談及び滞納整理等の事務に関しては区民生活部税務課(滞納対策課)徴収管理係及び徴収第一～第四係で所掌

2 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会

(1) 協議会委員

第31期委員(令和3年5月1日～令和6年4月30日) 令和5年6月1日現在

区 分	氏 名	職 業
被 保 険 者 代 表 委 員	積 田 和 子 井 出 和 子 小谷田 悦 子 三 輪 幸次郎 長 南 典 子 小 杉 道 子	
療 養 担 当 者 代 表 委 員	渡 邊 英 章 清 水 泰 樹 奈良橋 健 吉 田 敏 英 池 田 泰 寺 田 友 英	医 師 医 師 医 師 歯 科 医 師 歯 科 医 師 薬 剤 師
公 益 代 表 委 員	西 崎 つばさ 岸 大 介 山 村 ま い 川 原 のぶあき 三 木 健 二 岡 田 浩 美	都 議 会 議 員 区 議 会 議 員 区 議 会 議 員 区 議 会 議 員 学 識 経 験 者 学 識 経 験 者
被 用 者 保 険 等 保 険 者 代 表 委 員	池 田 幸 雄 河 久 保 宏 行 菅 牟 田 健 一	若 築 建 設 健 康 保 険 組 合 常 務 理 事 佐 藤 工 業 健 康 保 険 組 合 常 務 理 事 健 康 保 険 組 合 連 合 会 東 京 連 合 会 事 務 局 長

※平成30年4月より「目黒区国民健康保険運営協議会」から「目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会」へ名称変更

(2) 審議事項

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会は、区長の諮問機関として国民健康保険の運営に関する下記の事項を審議する。

- ア 国民健康保険に関する条例・規則等の制定及び改廃に関すること。
- イ 療養の給付の充実及び改善に関すること。
- ウ 保険料の賦課徴収の方法に関すること。
- エ 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

(3) 協議会開催状況

令和5年3月2日(木) ※対面会議とリモート会議との同時開催

- 議 題 ・ 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について (保険料率の改定等)
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

3 被保険者

(以下の記載内容は、令和5年3月31日現在の規定に基づく。)

(1) 国民健康保険の被保険者

東京都内に住所を有する者は、国民健康保険法第5条の規定により、本人の意思にかかわらず東京都と都内区市町村とが共に行う東京都の国民健康保険の被保険者となる。そのうち、目黒区に住所を有するものについては目黒区の国民健康保険の適用を受ける。ただし、次のいずれかに該当する者は除かれる。

- ア 健康保険組合など、被用者保険に加入している者及びその被扶養者
- イ 後期高齢者医療制度に加入している者
- ウ 国民健康保険組合に加入している者
- エ 生活保護受給者
- オ 児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないもの(児童福祉法第24条の3に規定する入所給付決定に係る者を除く。)

※平成30年4月1日より施行された国民健康保険法等の一部改正により、保険者は「市町村」から「都道府県及び市町村」に改められた。

(2) 外国人への国民健康保険の適用

外国人も日本での在留期間が3か月を超える場合は、国民健康保険が強制適用される。ただし、他の健康保険に加入している者や短期滞在者・外交官等は除く。

(3) 被保険者の区分

ア 一般被保険者・退職被保険者等

被保険者は、一般被保険者と退職被保険者等に分かれる。

退職被保険者等とは、退職者医療制度の対象者である厚生年金・共済年金の老齢年金受給権者等とその被扶養者をいう。

なお、退職者医療制度は平成20年3月末で廃止されたが、「平成26年度末時点で退職被保険者等であるべき者」の全員が、65歳到達などの理由により外れるまでの間は経過措置として存続している。

イ 前期高齢者

平成20年4月から設けられた区分で、高齢者の医療の確保に関する法律第32条に規定する、65歳以上75歳未満の被保険者をいう。

ウ 70歳以上の被保険者

前期高齢者のうち、高齢受給者証の交付対象者。

一部負担金の割合については、現役並み所得者は3割(※1)、それ以外(一般)は2割(※2)となる。

※1 平成18年9月まで2割。10月から3割に改正された。

※2 平成20年3月まで1割。4月から2割に改正されていたが、国の特例措置により、平成26年3月まで1割に据え置かれた。

平成26年4月から負担割合が見直され、同年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える者から2割となり、同年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた者は75歳になるまで1割に据え置かれた。

エ 介護保険被保険者

平成12年度に介護保険制度が発足した。

40歳以上の者は強制加入となっており、被保険者は第1号被保険者(65歳以上の者)と第2号被保険者(40歳から64歳までの者)に分かれる。

第2号被保険者の介護保険料は、医療保険の保険料に上乗せして賦課徴収される。

オ 未就学児

被保険者のうち、義務教育就学前（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の者をいう。令和4年度から全世帯の未就学児の均等割保険料の5割を公費により軽減している。

(4) 年度別被保険者数等の推移

(各年度末現在。ただし目黒区の世帯数及び人口は各年度の翌年度4月1日現在)

年度	世帯		被保険者数		加入割合		目黒区	
	世帯数	前年度比	人数	前年度比	世帯	被保険者	世帯	人口
	世帯	%	人	%	%	%	世帯	人
30	43,566	▲ 2.46	59,462	▲ 3.75	27.63	21.22	157,670	280,241
元	42,416	▲ 2.64	57,249	▲ 3.72	26.64	20.26	159,236	282,628
2	41,907	▲ 1.20	56,128	▲ 1.96	26.40	19.97	158,713	281,093
3	40,379	▲ 3.65	53,634	▲ 4.44	25.65	19.26	157,400	278,415
4	39,356	▲ 2.53	51,520	▲ 3.94	24.75	18.45	159,023	279,251

○目黒区の世帯数・人口は、住民記録（外国人含む）による。

(5) 年度別被保険者数の内訳

(各年度末現在)

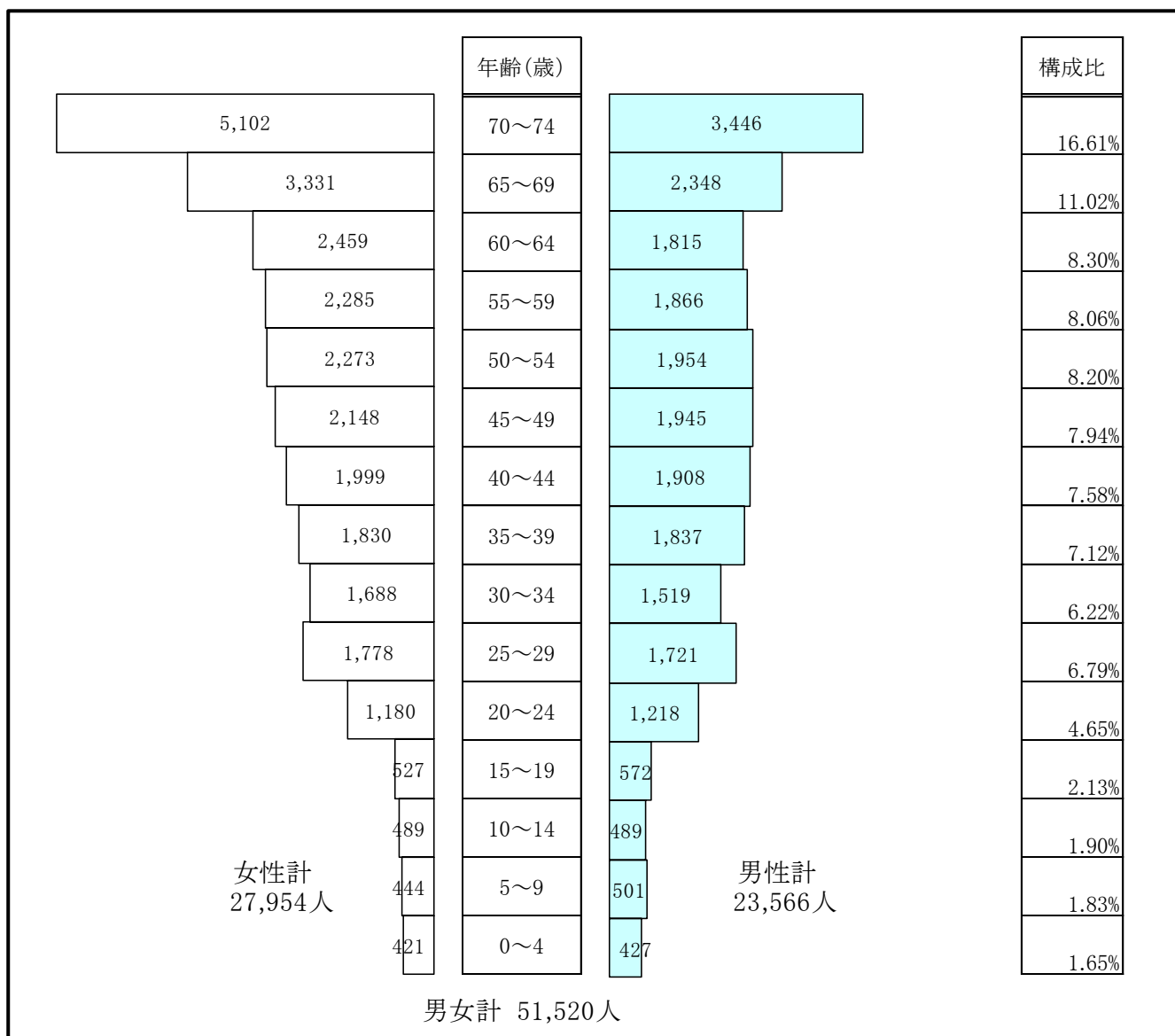
年度	被保険者内訳							
	一般被保険者			退職被保険者等			合計	
	人数	前年度比	構成比	人数	前年度比	構成比	人数	前年度比
	人	%	%	人	%	%	人	%
30	59,371	▲ 3.40	99.85	91	▲ 71.65	0.15	59,462	▲ 3.75
前期高齢者	16,521	▲ 4.16	100.00	〔65歳以上は退職者医療制度非該当のため、対象者なし。〕			16,521	▲ 4.16
70歳以上	1,667	▲ 0.60	100.00				1,667	▲ 0.60
現役並一般	7,456	1.72	100.00				7,456	1.72
未就学児	1,672	▲ 7.98	100.00	0	▲ 100.00	0.00	1,672	▲ 8.03
元	57,239	▲ 3.59	99.98	10	▲ 89.01	0.02	57,249	▲ 3.72
前期高齢者	16,121	▲ 2.42	100.00	〔65歳以上は退職者医療制度非該当のため、対象者なし。〕			16,121	▲ 2.42
70歳以上	1,695	1.68	100.00				1,695	1.68
現役並一般	7,885	5.75	100.00				7,885	5.75
未就学児	1,573	▲ 5.92	100.00	0	-	0.00	1,573	▲ 5.92
2	56,128	▲ 1.94	100.00	0	▲ 100.00	0.00	56,128	▲ 1.96
前期高齢者	15,974	▲ 0.91	100.00	〔65歳以上は退職者医療制度非該当のため、対象者なし。〕			15,974	▲ 0.91
70歳以上	1,745	2.95	100.00				1,745	2.95
現役並一般	8,024	1.76	100.00				8,024	1.76
未就学児	1,417	▲ 9.92	100.00	0	-	0.00	1,417	▲ 9.92
3	53,634	▲ 4.44	100.00	0	-	0.00	53,634	▲ 4.44
前期高齢者	15,346	▲ 3.93	100.00	〔65歳以上は退職者医療制度非該当のため、対象者なし。〕			15,346	▲ 3.93
70歳以上	1,678	▲ 3.84	100.00				1,678	▲ 3.84
現役並一般	7,801	▲ 2.78	100.00				7,801	▲ 2.78
未就学児	1,299	▲ 8.33	100.00	0	-	0.00	1,299	▲ 8.33
4	51,520	▲ 3.94	100.00	0	-	0.00	51,520	▲ 3.94
前期高齢者	14,136	▲ 7.88	100.00	〔65歳以上は退職者医療制度非該当のため、対象者なし。〕			14,136	▲ 7.88
70歳以上	1,565	▲ 6.73	100.00				1,565	▲ 6.73
現役並一般	6,876	▲ 11.86	100.00				6,876	▲ 11.86
未就学児	1,226	▲ 5.62	100.00	0	-	0.00	1,226	▲ 5.62

○表中の[前期高齢者]は、高齢者の医療の確保に関する法律第32条の規定による者（当該年度の3月2日～31日に65歳に到達した者を含まない。）を指すため、次頁の65～74歳の被保険者数とは異なる。

○表中の[70歳以上]は、高齢受給者証の交付対象者（当該年度の3月2日～31日に70歳に到達した者を含まない。）を指すため、次頁の70～74歳の被保険者数とは異なる。

(6) 年齢階層別被保険者構成

(令和5年3月31日現在)



(7) 年度別外国人加入状況等の推移

(各年度末現在・再掲)

年度	世帯		被保険者数		加入割合	外国人住民数
	世帯数	前年度比	人数	前年度比		
	世帯	%	人	%	%	人
30	3,030	1.30	3,564	0.56	39.17	9,099
元	2,943	▲ 2.87	3,455	▲ 3.06	35.97	9,604
2	2,709	▲ 7.95	3,115	▲ 9.84	34.45	9,042
3	2,550	▲ 5.87	2,951	▲ 5.26	33.66	8,767
4	2,920	14.51	3,372	14.27	34.13	9,881

(8) 年度別介護保険被保険者（第2号被保険者）の推移

(各年度末現在)

年度	介護保険被保険者数		割合	国民健康保険被保険者数
	人数	前年度比		
	人	%	%	人
30	22,607	▲ 2.72	38.02	59,462
元	21,969	▲ 2.82	38.37	57,249
2	22,019	0.23	39.23	56,128
3	21,278	▲ 3.37	39.67	53,634
4	20,605	▲ 3.16	39.99	51,520

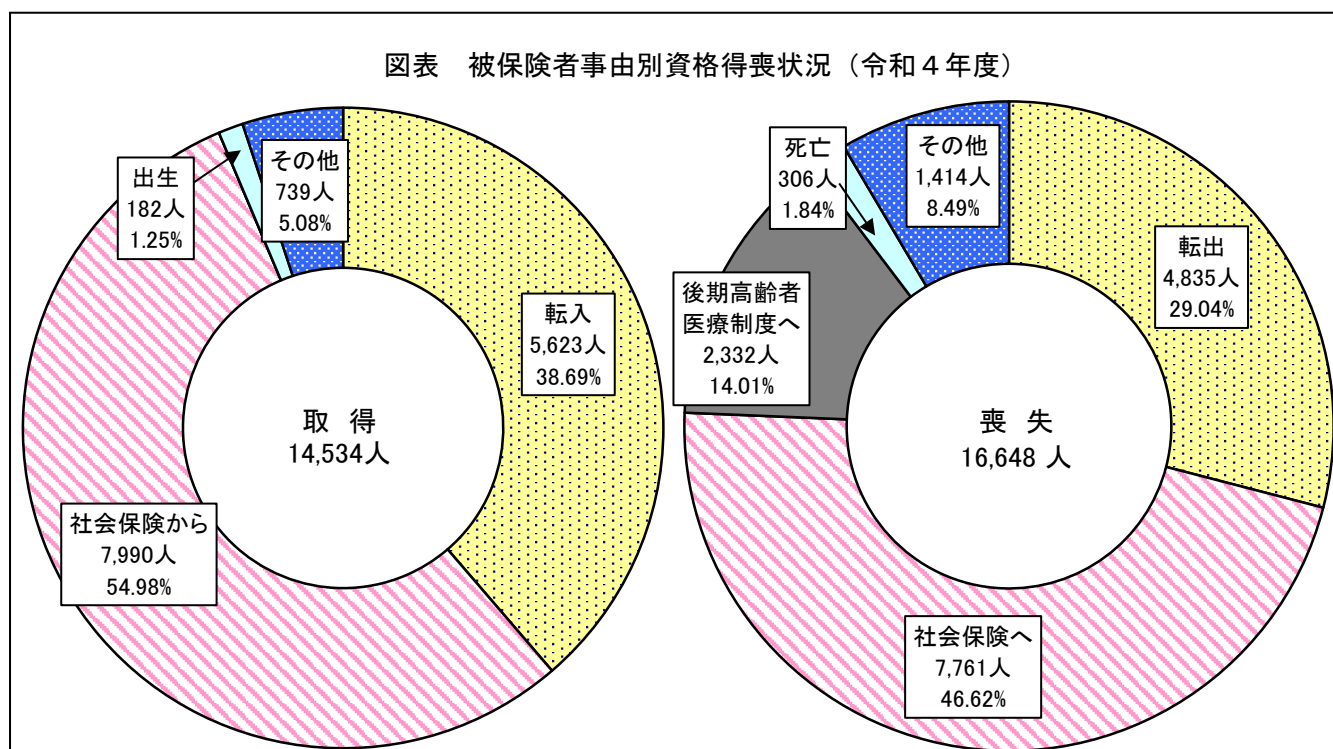
(9) 被保険者事由別資格得喪状況

令和4年度の資格得喪の状況は、下表のとおりである。

延べ31,182人が異動しており、これは年間平均被保険者数52,989人の58.85%に当たる。

資格取得		資格喪失		増減
事由	被保険者数	事由	被保険者数	被保険者数
	人		人	人
転入	5,623	転出	4,835	788
社会保険から 後期高齢者 医療制度から	7,990	社会保険へ 後期高齢者 医療制度へ	7,761	229
	0		2,332	▲ 2,332
出生	182	死亡	306	▲ 124
その他	739	その他	1,414	▲ 675
合計	14,534	合計	16,648	▲ 2,114

図表 被保険者事由別資格得喪状況（令和4年度）



4 保険給付

(1) 給付の種類及び概要

令和5年3月31日現在

区 分		概 要	給付方法	
			現物	現金
法 定 給 付	療 養 の 給 付 等	療養の給付 被保険者が病気やけがをしたときに保険医療機関等に被保険者証を提示して下記の範囲の療養を受けること。一部負担金の割合については別表1のとおり。 ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療 ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護	●	
		保険外併用療養費 ア 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他療養であって保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの。 イ 高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの。 ウ 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養。	●	
	入院時食事療養費	入院に伴う療養の給付と併せた食事療養。入院中の食事に係る標準負担額は別表2のとおり。	●	
	入院時生活療養費	療養病床への入院等により療養の給付を受ける65歳以上の者の生活療養(食事療養並びに温度、照明及び給水に関する療養)。療養病床に入院する65歳以上の者の標準負担額は別表3のとおり。	●	
	訪問看護療養費	在宅療養の者が受けた指定訪問看護事業者の指定訪問看護。	●	
	入院時食事療養費(減額差額)	減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために、減額しない標準負担額を支払った場合において、減額認定証を提出しなかったことがやむを得ないものと保険者が認めるとき。		●
	療 養 費	下記の場合等に、医療費等を支払った後に申請により支給される。 ① 療養の給付等を行うことが困難であると認められるとき。 (柔道整復(※1)、あんま、はり・きゅう、治療用装具、生血等) ② 被保険者証又は資格証明書を提出しないで診療、薬剤の支給を受けたことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認められるとき。		●
	海 外 療 養 費	海外渡航中に急病などやむを得ない理由により療養を受けたとき。		●
	特 別 療 養 費	資格証明書の交付を受けている被保険者が、療養を受けたとき。		●
	移 送 費	医師の指示により必要な療養の給付を受けるために病院又は診療所に緊急に移送されたときで、保険者が必要と認めたとき。		●
高 額 療 養 費 等	9～11 ページ「高額療養費」の説明のとおり。	●	●	

(裏面へ続く。)

区 分	概 要	給付方法	
		現物	現金
その他の給付	出産育児一時金(※2)	●	●
	葬 祭 費		●
	結核医療給付金及び精神医療給付金	●	●
	傷病手当金		●

- ※1 柔道整復師の施術については、療養費の受領委任払いにより、被保険者は一部負担金の支払いのみで施術を受けることができる。
- ※2 平成 21 年 10 月から、世帯主が病院、診療所又は助産所との間に、出産育児一時金等の支給申請及び受取に係る代理契約を締結の上、出産育児一時金等の額を限度額として、医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金等の支給申請及び受取を行う「直接支払制度」が導入された。また、平成 23 年 4 月から、直接支払制度が利用できない小規模な医療機関等で出産した被保険者のため、あらかじめ国保年金課給付係で手続きすることにより医療機関が本人に代わって出産育児一時金を受け取る「受取代理制度」を再開した。

別表 1 一部負担金の割合

年 齢 区 分	所 得 区 分(※1)	一部負担金の割合
義務教育就学前(※3)		2 割
義務教育就学後(※4)～70 歳未満		3 割
70 歳以上 75 歳未満	現役並み所得者(Ⅲ/Ⅱ/Ⅰ)	3 割
	一般/住民税非課税(Ⅱ/Ⅰ)	2 割(※2)

- ※1 所得区分の詳細については、10 ページを参照。
- ※2 平成 20 年 4 月以降 1 割から 2 割に見直すとされたが、平成 20 年 4 月から平成 26 年 3 月まで窓口負担を 1 割に据え置く特例措置が講じられた。平成 26 年 4 月からは 3 ページを参照。
- ※3 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前。
- ※4 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日以降。

別表 2 食事療養標準負担額

区 分			食事療養標準負担額
住民税課税世帯			1 食につき 460 円(※1)
住民税非課税世帯 (「標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示したとき)	70 歳未満の者又は 70 歳以上で 住民税非課税(Ⅱ)	過去 12 か月間の入院日数が 90 日までの入院	1 食につき 210 円
		過去 12 か月間の入院日数が 90 日を超える入院	1 食につき 160 円
	70 歳以上で住民税非課税(Ⅰ)		1 食につき 100 円

- ※1 在宅療養との公平性等の観点から平成 30 年 4 月に引き上げ。難病等の患者については 1 食につき 260 円に据え置き。
- 入院時食事療養費の支給額は、食事療養について算定した費用の額から上記の標準負担額を控除した額となる。

別表3 生活療養標準負担額

所得区分	生活療養標準負担額（居住費＋食費）		
	医療区分(※1)	居住費	食費（1食につき）
		I / II・III	I II・III
住民税課税世帯		1日につき	460円(※3) 460円(※3・4)
住民税非課税世帯		370円	210円 210円(※5)
70歳以上で住民税非課税（I）		(※2)	130円 100円

- ※1 医療区分II・IIIは、入院の必要性の高い患者（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者）や脊椎損傷（四肢麻痺がみられる状態）の患者又は指定難病等の患者。医療区分Iは、II・IIIに該当しない患者。
- ※2 医療区分II・IIIの該当で指定難病の患者については、居住費の負担はない。
- ※3 管理栄養士又は栄養士による適時・適温の食事の提供等の基準を満たさない医療機関の場合は1食につき420円。
- ※4 指定難病の患者は260円。
- ※5 過去12か月の入院日数が90日を超える場合で、限度額適用・標準負担額減額認定証に長期入院該当の認証を受けているときは160円。

■高額療養費（令和5年3月31日現在）

被保険者が同一の月内に同一の医療機関で療養を受けた場合、又は、療養の給付にかえて療養費の支給を受けた場合において、当該療養に係る一部負担金が自己負担限度額を超えたときに、その超えた金額を支給する。

自己負担限度額及び世帯単位の合算対象となる一部負担金の算定方法は、下記のとおりである。

ア 被保険者が70歳未満の場合

同一の月に同一の医療機関で21,000円以上の自己負担額がある場合には、それらを世帯で合算し、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給される。

世帯所得区分	自己負担限度額	
算定基礎額(※1)		
901万円超	ア	252,600円 + (総医療費(※2) - 842,000円) × 1%
600万円超 901万円以下	イ	167,400円 + (総医療費(※2) - 558,000円) × 1%
210万円超 600万円以下	ウ	80,100円 + (総医療費(※2) - 267,000円) × 1%
210万円以下	エ	57,600円
住民税非課税世帯	オ	35,400円

※1 算定基礎額とは、基礎控除後の総所得金額で、世帯全員を合計したものである。

※2 総医療費とは実際にかかった医療費で、保険者（目黒区）負担額と一部負担金（被保険者負担額）の合計額である。

○限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費の一部負担金が高額な場合、医療機関へ国民健康保険被保険者証と限度額適用認定証（非課税世帯は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を提示（オンライン資格確認を導入している医療機関等においては、提示の必要なし。）すると、あらかじめ自己負担限度額までの請求となり、窓口での支払いが軽減される。ただし、保険料を滞納していると、原則として限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証は交付されない。

イ 被保険者が70歳以上の場合

① 個人ごとに計算（外来のみ）

外来の場合に病院の窓口で支払う一部負担金は、下表の自己負担限度額までになる。

なお、75歳に達する月の自己負担限度額は、原則として該当する区分の2分の1の金額が適用される。

所得区分(※1)	自己負担限度額
一般	18,000円(※2)
住民税非課税（II / I）	8,000円

※1 平成30年8月から現役並み所得者について、個人ごとの計算は廃止。

※2 年間（8月～翌7月）限度額14万4千円。

② 世帯ごとに計算

入院（現役並み所得者の外来を含む）の場合に病院の窓口で支払う一部負担金は、下表の自己負担限度額までになる。

なお、75歳に達する月の自己負担限度額は、原則として該当する区分の2分の1の金額が適用される。

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%
一般		57,600 円
住民税非課税 (Ⅱ)		24,600 円
住民税非課税 (Ⅰ)		15,000 円

○現役並み所得者

基準所得(療養のあった月の属する年度(その月が4月から7月までのときは前年度)の課税所得が145万円)以上の70歳以上の国保の被保険者。所得判定の結果、現役並み所得者判定されたかたが1人でもいる世帯に属する70歳以上の国保被保険者は、全員が「現役並み所得者」に該当する。

ただし、上記該当者の年収の合計が、一定額(70歳以上被保険者が1人の世帯:年収383万円、70歳以上被保険者が2人以上の世帯:年収520万円)未満である場合及び70歳から74歳の国保加入者の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合には、「一般」の区分となる。

また、後期高齢者医療制度に移行した者(旧国保被保険者)と同一の世帯に属する被保険者が、この移行によって「現役並み所得者」の基準に該当する場合、「一般」の区分に据え置く措置がとられている。対象は、課税所得145万円以上かつ年収383万円以上の被保険者で、同一世帯に属する旧国保被保険者も含めた年収が520万円未満である者

○住民税非課税(Ⅱ)

70歳以上の国保被保険者が属する世帯の世帯主及びその世帯に属する国保被保険者全員が、療養のあった月の属する年度(その月が4月から7月までのときは前年度)の区市町村民税非課税者又は免除者である場合(ただし、「住民税非課税(Ⅰ)」に該当する場合を除く。)

○住民税非課税(Ⅰ)

70歳以上の国保被保険者が属する世帯の世帯主及びその世帯に属する国保被保険者全員が、療養のあった月の属する年度(その月が4月から7月までのときは前年度)の区市町村民税非課税者又は免除者であって、かつ、所得が一定基準を満たす場合(次のような場合が該当、①単独世帯の場合(年金収入のみ)年収約80万円以下 ②夫婦2人世帯の場合(年金収入のみ)夫婦各々年収80万円以下)

ウ 同じ世帯に70歳以上の被保険者と70歳未満の被保険者がいる場合

- ① 最初にイの自己負担限度額により、70歳以上の被保険者の高額療養費を算出する。
- ② 次に、70歳以上の被保険者の自己負担限度額に70歳未満の被保険者の一部負担金を加えて世帯の一部負担金を算出する。
- ③ ②で算出した世帯の一部負担金からアの自己負担限度額を差し引いて、世帯の高額療養費を計算する。
- ④ ①で算出した70歳以上の被保険者の高額療養費と③で算出した世帯の高額療養費の合計が全体の高額療養費になる。

エ 多数回該当

過去 12 か月間に高額療養費該当回数※が 4 回以上になったときの自己負担限度額は次のとおりである。ただし、70 歳以上の被保険者の外来の一部負担金だけが高額療養費に該当した月は該当回数に含まれない。

①70 歳未満の被保険者の場合

世帯所得区分	自己負担限度額
ア	140,100 円
イ	93,000 円
ウ	44,400 円
エ	44,400 円
オ	24,600 円

②70 歳以上の被保険者の場合(入院を含む世帯合算)

所得区分		自己負担限度額
現役並み 所得者	Ⅲ	140,100 円
	Ⅱ	93,000 円
	Ⅰ	44,400 円
一般		44,400 円
住民税非課税(Ⅱ)		4 回以上該当しても、3 回目までと変わらない。
住民税非課税(Ⅰ)		

※平成 30 年度から都内転居かつ世帯の継続性が認められれば該当回数を引き継がれるようになった。

オ 高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険と介護保険の年間の自己負担額を合算して、高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額(年額。下表)を超えたときには、申請によりその超えた分を支給する。

①70 歳未満の被保険者の場合

世帯所得区分 (算定基礎額※)	自己負担限度額
901 万円超	212 万円
600 万円超 901 万円以下	141 万円
210 万円超 600 万円以下	67 万円
210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

②70 歳以上の被保険者の場合

	所得区分	自己負担限度額
	課税所得	
現役並み 所得者	690 万円以上	212 万円
	380 万円以上	141 万円
	145 万円以上	67 万円
一般		56 万円
住民税非課税(Ⅱ)		31 万円
住民税非課税(Ⅰ)		19 万円

※算定基礎額とは、基礎控除後の総所得金額で、世帯全員を合計したものである。

カ 長期特定疾病

療養に要する期間が著しく長く、かつ、一定の高額な治療を継続して行う必要のある特定の治療及び疾病(①人工腎臓を実施している慢性腎不全、②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害、③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(H I V 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る))については、申請により月 10,000 円(70 歳未満の人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全の患者で世帯所得区分ア・イのかたは月 20,000 円)を超える金額について、高額療養費として現物給付する。

(2) 医療費の状況

区分	療 養 の 給 付 等								
	診 療 費		調 剤		食 事 療 養 ・ 生 活 療 養		訪 問 看 護		
	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	
	件	円	件	円	件	円	件	円	
一般被保険者分	30	638,440	14,043,649,778	341,255	3,720,294,589	(9,207)	226,297,777	2,599	205,413,660
	前期高齢者	281,923	7,285,579,977	156,996	1,923,023,289	(4,864)	114,243,193	1,028	76,029,260
	70歳以上	30,297	703,295,360	16,293	193,913,260	(420)	6,842,611	76	5,006,760
	現役並一般	133,001	3,616,634,931	75,408	951,109,885	(2,460)	54,330,353	472	32,552,180
	未就学児	19,351	311,848,770	12,372	60,886,430	(244)	2,401,178	56	4,836,120
	元	620,120	13,772,458,122	333,262	3,641,663,598	(8,896)	225,180,745	2,806	223,718,700
	前期高齢者	271,393	6,990,345,912	151,080	1,847,956,720	(4,473)	111,013,806	1,132	92,551,010
	70歳以上	30,565	715,005,420	16,601	195,539,310	(428)	6,603,500	14	1,059,950
	現役並一般	135,253	3,621,117,322	76,509	948,006,940	(2,234)	58,600,776	593	48,514,730
	未就学児	17,211	234,811,700	11,049	53,953,730	(177)	1,517,990	63	3,925,270
	2	539,274	13,102,790,380	293,659	3,522,127,761	(8,238)	215,149,674	3,104	276,938,000
	前期高齢者	239,582	6,601,190,553	138,293	1,821,534,987	(4,167)	103,443,640	1,220	120,818,150
	70歳以上	27,758	683,801,620	15,513	214,380,570	(369)	6,402,771	24	998,860
	現役並一般	125,639	3,660,906,782	74,224	969,442,794	(2,426)	61,513,958	692	74,048,160
	未就学児	11,568	167,710,610	7,137	38,183,380	(113)	995,806	49	3,024,890
	3	573,714	14,411,337,963	306,934	3,564,018,973	(8,760)	219,762,307	3,266	278,713,695
	前期高齢者	251,923	7,177,257,266	141,982	1,860,044,499	(4,364)	105,162,373	1,340	133,601,590
	70歳以上	29,836	883,723,908	16,540	221,840,489	(487)	8,720,655	46	2,883,480
	現役並一般	134,999	3,963,214,688	77,509	1,018,277,120	(2,534)	63,479,249	851	85,137,750
	未就学児	12,950	234,279,880	8,403	48,860,330	(148)	1,610,172	50	2,819,960
4	568,878	14,504,395,045	305,077	3,462,253,849	(8,490)	208,283,629	3,532	297,927,605	
前期高齢者	246,029	7,243,453,323	137,205	1,757,182,071	(4,331)	105,106,558	1,448	145,764,580	
70歳以上	29,401	831,574,280	15,814	213,197,120	(454)	8,909,999	32	2,741,110	
現役並一般	130,138	4,084,583,350	73,783	944,063,034	(2,570)	66,247,466	866	87,531,650	
未就学児	12,901	200,436,100	8,374	39,095,940	(134)	968,940	64	4,752,940	
退職被保険者等分	30	3,021	70,734,750	1,534	16,045,590	(39)	712,716	1	12,950
	未就学児	2	33,640	1	3,260	(0)	0	0	0
	元	740	13,524,440	374	3,568,210	(10)	308,076	0	0
	未就学児	0	0	0	0	(0)	0	0	0
	2	23	777,700	12	127,510	(1)	8,375	0	0
	未就学児	0	0	0	0	(0)	0	0	0
	3	0	0	0	0	(0)	0	0	0
	未就学児	0	0	0	0	(0)	0	0	0
	4	0	0	0	0	(0)	0	0	0
	未就学児	0	0	0	0	(0)	0	0	0

○食事療養・生活療養の件数は、診療費と重複しているため小計・合計に含まない。

○療養の給付等及び療養費等の件数・費用額は、当該年度内に請求があったものを計上している。

※退職者医療制度は平成20年3月末に廃止され、経過措置として存続しているが、令和3年度以降目黒区に該当者はいない。(退職被保険者等の年間平均被保険者数については38ページを参照)

医療費諸率

- ① 診療費の件数＝レセプト枚数
 ② 診療費の日数＝レセプトに記載されている診療実日数
 ③ 診療費の費用額＝診療報酬決定点数×10円
 ④ 受診率（診療費）＝診療費の件数÷年間平均被保険者数×100
 ⑤ 1件当たりの日数（診療費）＝診療実日数÷診療費の件数
 ⑥ 1日当たりの費用額（診療費）＝診療費÷診療実日数
 ⑦ 1人当たりの費用額＝療養諸費費用額÷年間平均被保険者数

小計		療養費等		総計(療養諸費)		医療費諸率			
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額	受診率 (診療費)	1件当たり 日数 (診療費)	1日当たり 費用額 (診療費)	1人当たり 費用額
件	円	件	円	件	円	件/100人	日	円	円
982,294	18,195,655,804	31,279	279,661,682	1,013,573	18,475,317,486	1,050.239	1.76	12,513	303,920
439,947	9,398,875,719	11,723	120,880,838	451,670	9,519,756,557	1,652.926	1.85	13,948	558,147
46,666	909,057,991	1,101	10,900,155	47,767	919,958,146	1,807.697	1.71	13,549	548,901
208,881	4,654,627,349	5,516	56,098,617	214,397	4,710,725,966	1,781.184	1.90	14,337	630,873
31,779	379,972,498	152	1,863,000	31,931	381,835,498	1,175.638	1.59	10,161	231,978
956,188	17,863,021,165	30,155	274,780,415	986,343	18,137,801,580	1,057.017	1.74	12,785	309,165
423,605	9,041,867,448	10,732	112,670,439	434,337	9,154,537,887	1,653.726	1.82	14,153	557,829
47,180	918,208,180	973	8,879,063	48,153	927,087,243	1,817.182	1.68	13,945	551,181
212,355	4,676,239,768	5,307	56,906,575	217,662	4,733,146,343	1,759.045	1.87	14,354	615,574
28,323	294,208,690	110	1,470,245	28,433	295,678,935	1,118.324	1.50	9,086	192,124
836,037	17,117,005,815	24,932	238,479,368	860,969	17,355,485,183	943.083	1.74	13,941	303,513
379,095	8,646,987,330	8,626	98,190,475	387,721	8,745,177,805	1,486.241	1.80	15,312	542,505
43,295	905,583,821	851	7,554,227	44,146	913,138,048	1,623.275	1.63	15,083	533,999
200,555	4,765,911,694	4,412	54,061,938	204,967	4,819,973,632	1,578.379	1.85	15,714	605,524
18,754	209,914,686	79	1,179,104	18,833	211,093,790	817.527	1.42	10,188	149,183
883,914	18,473,832,938	26,038	235,571,549	909,952	18,709,404,487	1,035.921	1.78	14,081	337,825
395,245	9,276,065,728	8,477	95,333,449	403,722	9,371,399,177	1,586.517	1.86	15,336	590,176
46,422	1,117,168,532	920	8,709,224	47,342	1,125,877,756	1,736.671	1.70	17,459	655,342
213,359	5,130,108,807	4,420	50,856,295	217,779	5,180,965,102	1,678.257	1.93	15,244	644,078
21,403	287,570,342	105	1,639,645	21,508	289,209,987	1,026.149	1.50	12,045	229,168
877,487	18,472,860,128	25,817	233,010,439	903,304	18,705,870,567	1,073.578	1.77	14,414	353,014
384,682	9,251,506,532	8,439	93,838,106	393,121	9,345,344,638	1,647.773	1.86	15,842	625,902
45,247	1,056,422,509	821	8,596,969	46,068	1,065,019,478	1,782.959	1.68	16,786	645,858
204,787	5,182,425,500	4,368	49,142,069	209,155	5,231,567,569	1,743.542	1.94	16,170	700,907
21,339	245,253,920	60	1,011,025	21,399	246,264,945	1,084.118	1.49	10,412	206,945
4,556	87,506,006	163	1,617,669	4,719	89,123,675	1,392.166	1.78	13,155	410,708
3	36,900	0	0	3	36,900	-	1.50	11,213	-
1,114	17,400,726	75	539,475	1,189	17,940,201	1,574.468	1.67	10,924	381,706
0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
35	913,585	5	29,490	40	943,075	2,300.000	1.96	17,282	943,075
0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
0	0	0	-15,950	0	-15,950	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0	-	-	-	-

(3) 医療費の負担状況

ア 年度別医療費の推移

(単位：円)

年 度		一般医療費	退職者医療費	医療費総額
30	金 額	18,475,317,486	89,123,675	18,564,441,161
	前年度比	▲ 3.55%	▲ 56.93%	▲ 4.12%
元	金 額	18,137,801,580	17,940,201	18,155,741,781
	前年度比	▲ 1.83%	▲ 79.87%	▲ 2.20%
2	金 額	17,355,485,183	943,075	17,356,428,258
	前年度比	▲ 4.31%	▲ 94.74%	▲ 4.40%
3	金 額	18,709,404,487	-15,950	18,709,388,537
	前年度比	7.80%	▲ 101.69%	7.80%
4	金 額	18,705,870,567	0	18,705,870,567
	前年度比	▲ 0.02%	▲ 100.00%	▲ 0.02%

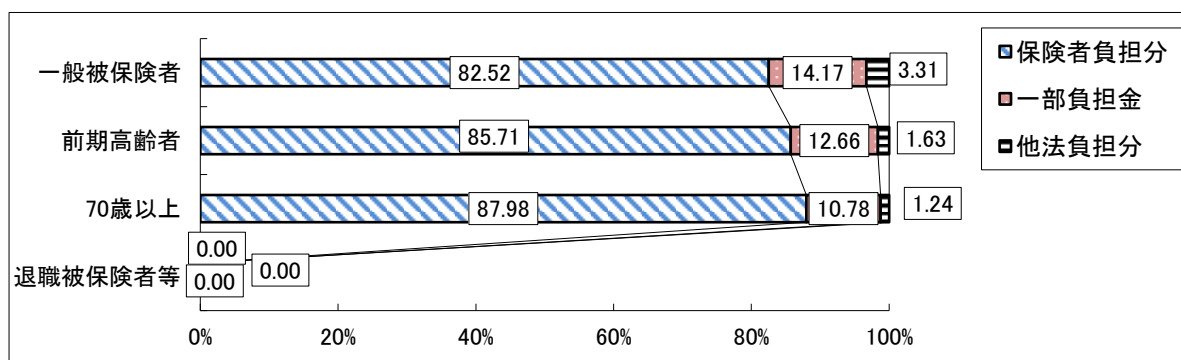
イ 医療費の負担内訳 (令和4年度)

(単位：円)

区 分	保険者負担分	一部負担金	(高額療養費)	他法負担分	計
一般被保険者	15,435,513,829	2,650,424,685	(1,840,122,392)	619,932,053	18,705,870,567
(前期高齢者分再掲)	(8,009,725,989)	(1,183,572,439)	(976,410,825)	(152,046,210)	(9,345,344,638)
(70歳以上分再掲)	(5,540,335,895)	(678,470,517)	(633,910,784)	(77,780,635)	(6,296,587,047)
退職被保険者等	0	0	(0)	0	0

○高額療養費は保険者負担分の再掲、高額介護合算療養費を含む。

図表 医療費の負担内訳 (令和4年度)



■ 保険者負担・一部負担・他法負担

医療費の負担内訳は、保険者（国保）が負担する保険者負担、被保険者が負担する一部負担（いわゆる患者自己負担）、法令に基づき国保以外が負担する他法負担の三者に分かれる。

なお、一部負担金は、高額療養費及び高額介護合算療養費として、後で被保険者に支給される金額等を除いた実負担額である。

また、他法負担には対象医療費について、他の法令が国保に先立って適用される他法優先と国保が優先して適用される国保優先(*)とがある。

(*) 国保優先・・・ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・障害者自立支援医療制度による公費負担等

(4) 高額療養費の状況

ア 支給状況の年度別推移

年度	区分	件数	高額療養費		1件当たり 高額療養費
				前年度比	
		件	円	%	円
30	一般	28,674	1,640,147,912	▲ 5.31	57,200
	退職	91	9,148,647	▲ 58.79	100,535
	計	28,765	1,649,296,559	▲ 5.99	57,337
元	一般	28,763	1,649,393,998	0.56	57,344
	退職	37	2,163,848	▲ 76.35	58,482
	計	28,800	1,651,557,846	0.14	57,346
2	一般	29,268	1,647,567,050	▲ 0.11	56,292
	退職	4	95,941	▲ 95.57	23,985
	計	29,272	1,647,662,991	▲ 0.24	56,288
3	一般	30,703	1,822,443,740	10.61	59,357
	退職	0	0	▲ 100.00	-
	計	30,703	1,822,443,740	10.61	59,357
4	一般	30,256	1,836,726,405	0.78	60,706
	退職	0	0	0.00	-
	計	30,256	1,836,726,405	0.78	60,706

○高額療養費の件数・金額には、高額介護合算療養費は含まない。

イ 令和4年度の支給状況

区分	件数				金額				
	一般	70歳以上 (再掲)	退職	合計	一般	70歳以上 (再掲)	退職	合計	
	件	件	件	件	円	円	円	円	
世帯 合算分	多数月該当分	2,629	(1,221)	0	2,629	63,488,466	(23,162,082)	0	63,488,466
	その他	9,294	(8,488)	0	9,294	104,589,496	(71,865,729)	0	104,589,496
単 独 分	多数月該当分	2,642	(390)	0	2,642	237,601,411	(30,479,238)	0	237,601,411
	長期疾病分	2,490	(1,043)	0	2,490	214,325,567	(64,702,680)	0	214,325,567
	入院分	3,117	(1,176)	0	3,117	433,968,846	(161,775,891)	0	433,968,846
	その他	5,533	(3,853)	0	5,533	181,890,697	(112,190,276)	0	181,890,697
他法併用分	4,551	(2,019)	0	4,551	600,861,922	(167,573,382)	0	600,861,922	
合計	30,256	(18,190)	0	30,256	1,836,726,405	(631,749,278)	0	1,836,726,405	

(5) 高額介護合算療養費の支給状況の年度別推移

年度	区分	件数	高額介護 合算療養費	
			件	円
30	一般	69	1,595,067	
	退職	1	764	
	計	70	1,595,831	
元	一般	145	4,363,751	
	退職	1	32,991	
	計	146	4,396,742	
2	一般	89	2,683,082	
	退職	0	0	
	計	89	2,683,082	
3	一般	95	2,988,176	
	退職	0	0	
	計	95	2,988,176	
4	一般	123	3,395,987	
	退職	0	0	
	計	123	3,395,987	

(6) 高額療養費の貸付の年度別推移

医療費の支払いが自己の資力のみでは困難であり、かつ高額療養費の支給を受ける見込みのある被保険者に対し、資金の貸付を行っている。

貸付限度額：高額療養費支給見込額の10分の9の範囲内の額

利 子：無利子

返済方法：約3か月後に確定・支給される高額療養費をもって充てる。

年度	貸付件数	貸付金額
	件	円
30	24	1,726,228
元	32	3,420,788
2	25	1,407,378
3	29	699,720
4	18	1,499,968

(7) 出産費資金の貸付

出産予定日まで1か月以内であるか、あるいは妊娠12週を経過して、当該出産に要する費用について医療機関等から請求を受け、又は、その費用を支払い、かつ当該出産について出産育児一時金の支給を受ける見込みがある者に対し、資金の貸付を行っている。

貸付限度額：出産育児一時金支給見込額の10分の8の範囲内の額

利 子：無利子

返済方法：出産後に支給される出産育児一時金をもって充てる。

※医療機関等への直接支払制度が広く行われるようになったことなどもあり、平成30年度以降、貸付実績なし。

(8) その他の給付状況

出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金、傷病手当金の年度別給付額等は下表のとおりである。

年度	出産育児一時金		葬 祭 費		結核・精神 医療給付金		傷病手当金	
	件	円	件	円	件	円	件	円
30	(246) 250	105,000,000	235	16,450,000	13,459	15,216,909		
元	(280) 301	126,420,000	204	14,280,000	13,721	15,479,462		
2	(219) 219	91,980,000	220	15,400,000	14,145	15,992,421	23	1,873,233
3	(229) 238	99,960,000	237	16,590,000	14,511	16,380,117	44	4,365,230
4	(175) 186	78,120,000	261	18,270,000	15,011	17,318,520	195	7,034,754

○出産育児一時金の()は、受取代理制度又は直接支払制度により給付を行った件数(再掲)

○傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等を対象として令和2年度から支給開始

(9) 不当利得等返還金の年度別推移(現年分)

不当利得・不正利得・第三者行為の状況(一般被保険者)

年 度			調定額		収納額		収納未済額	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
30	不当利得	現年度	1,168	13,080,445	1,168	13,080,445	0	0
		過年度	2,639	26,934,553	2,195	23,634,726	444	3,299,827
	不正利得		2	18,529	2	18,529	0	0
		第三者行為	公害分	38	252,917	38	252,917	0
		その他	355	32,668,526	290	24,105,149	65	8,563,377
	元	不当利得	現年度	1,450	16,359,973	1,450	16,359,973	0
過年度			3,296	36,007,992	2,854	32,790,673	442	3,217,319
不正利得			0	1,148	0	1,148	0	0
		第三者行為	公害分	27	154,317	27	154,317	0
		その他	375	26,908,671	330	25,195,373	45	1,713,298
2		不当利得	現年度	1,242	13,055,894	1,242	13,055,894	0
	過年度		3,149	35,304,329	2,707	32,209,028	442	3,095,301
	不正利得		2	91,874	2	91,874	0	0
		第三者行為	公害分	31	177,059	31	177,059	0
		その他	240	21,907,994	231	16,672,211	9	5,235,783
	3	不当利得	現年度	1,461	17,793,901	1,461	17,793,901	0
過年度			2,992	42,092,013	2,648	39,292,416	344	2,799,597
不正利得			0	1,716,577	0	1,716,577	0	0
		第三者行為	公害分	20	93,271	20	93,271	0
		その他	410	13,513,494	378	9,460,356	32	4,053,138
4		不当利得	現年度	1,394	14,672,030	1,394	14,672,030	0
	過年度		3,080	39,162,841	2,607	35,815,042	473	3,347,799
	不正利得		19	2,321,463	19	2,321,463	0	0
		第三者行為	公害分	6	23,989	6	23,989	0
		その他	374	11,383,918	339	10,742,548	35	641,370

不当利得・不正利得・第三者行為の状況(退職被保険者等)

年 度			調定額		収納額		収納未済額	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
30	不当利得	現年度	2	5,565	2	5,565	0	0
		過年度	0	0	0	0	0	0
	不正利得		0	0	0	0	0	0
		第三者行為	公害分	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
	元	不当利得	現年度	0	0	0	0	0
過年度			0	436,246	0	0	0	436,246
不正利得			0	0	0	0	0	0
		第三者行為	公害分	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
2		不当利得	現年度	0	195	0	195	0
	過年度		0	0	0	0	0	0
	不正利得		0	0	0	0	0	0
		第三者行為	公害分	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
	3	不当利得	現年度	0	0	0	0	0
過年度			0	35,119	0	35,119	0	0
不正利得			0	0	0	0	0	0
		第三者行為	公害分	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
4		不当利得	現年度	1	2,513	1	2,513	0
	過年度		0	0	0	0	0	0
	不正利得		0	0	0	0	0	0
		第三者行為	公害分	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0

○件数とは、レセプト枚数のこと。一部求償の場合はレセプト枚数を計上していない。

○不当利得の現年度分は歳出戻入分、それ以外は返納金又は第三者納付金として歳入調定を行っている。

ア 不当利得（返還金）

被用者保険加入や転出等で被保険者資格喪失後に保険給付を受けた場合に、その世帯主に当該医療費の保険者負担分を返還させる。

イ 不正利得（徴収金）

偽り、その他の不正行為により、本来受けることができない保険給付を受給した者に対し、保険者（目黒区）は、直接本人からその給付の全額又は一部を徴収する。

ウ 第三者行為（賠償金）

交通事故その他の第三者の行為によって生じた負傷等で、被保険者が保険診療を受けた場合、保険者（目黒区）は、保険給付した金額について被保険者に代わって、その第三者に損害賠償を請求する権利を取得し、求償する。

エ 公害（求償）分

公害健康被害補償法に基づき、いわゆる公害病と認定された被保険者が、非公害療養取り扱い医療機関で保険診療を受けた場合、保険者（目黒区）は保険給付した金額について、同法の実施主体である目黒区に求償する。

なお、公害健康被害補償法に基づく求償は、経理上は第三者納付金として扱われる。

（１０）一部負担金減免の年度別推移

災害その他特別の事情により、診療機関の窓口で一部負担金の支払ができない世帯に対し、次のとおり一部負担金の減額及び免除を行った。

年度	減額		免除		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
30	0	0	9 (7)	2,186,008 (106,189)	9 (7)	2,186,008 (106,189)
元	0	0	8 (7)	536,926 (105,508)	8 (7)	536,926 (105,508)
2	0	0	7 (7)	135,504 (135,504)	7 (7)	135,504 (135,504)
3	0	0	2 (2)	299,837 (299,837)	2 (2)	299,837 (299,837)
4	0	0	3 (2)	36,801 (11,454)	3 (2)	36,801 (11,454)

○（ ）は、東日本大震災による免除実績（還付含む）の再掲

5 国民健康保険料

(1) 令和4年度 特別区国民健康保険料算定の仕組み（概念図）

ア 医療分保険料の算定

国民健康保険事業費納付金(医療分)と特定健診諸費等の合算額を基準とし、そこから国や都からの補助金、一般会計からの繰入金等を除いたものを保険料で負担する総額とし、被保険者の旧ただし書所得*1や人数に応じて決める。

なお、区が負担する療養の給付等に係る医療費については、都から交付される保険給付費等交付金(普通交付金)で賄われる。

療養の給付等に係る医療費	都からの保険給付費等交付金				
国民健康保険事業費納付金(医療分)	国や都からの補助金・一般会計からの繰入金	保険料で負担する額	58%	応能割	一般被保険者の旧ただし書所得に応じて所得割率(7.16%)を算定
			42%	応益割	
特定健診諸費等*2					

*1 旧ただし書所得＝総所得金額等－基礎控除額43万円

(基礎控除は、合計所得金額が2,400万円を超えて2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円を超えて2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円を超える場合は0円)

※総所得金額等… 総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計(雑損失の繰越控除額は控除しない。)

*2 特定健診諸費・出産諸費・葬祭諸費・保健事業費・その他条例減免等

イ 後期高齢者支援金分保険料の算定

国民健康保険事業費納付金(支援金分)から、国や都からの補助金、一般会計からの繰入金等を除いたものを保険料で負担する総額とし、被保険者の旧ただし書所得や人数に応じて決める。

国民健康保険事業費納付金(支援金分)	国や都からの補助金・一般会計からの繰入金	保険料で負担する額	58%	応能割	一般被保険者の旧ただし書所得に応じて所得割率(2.28%)を算定
			42%	応益割	一般被保険者数に応じて均等割額(13,200円)を算定

ウ 介護納付金分保険料の算定

国民健康保険事業費納付金(介護分)から、国や都からの補助金、一般会計からの繰入金等を除いたものを保険料で負担する総額とし、被保険者の旧ただし書所得や人数に応じて決める。

国民健康保険事業費納付金(介護分)	国や都からの補助金・一般会計からの繰入金	保険料で負担する額	58%	応能割	40～64歳の被保険者の旧ただし書所得に応じて所得割率(2.10%)を算定
			42%	応益割	40～64歳の被保険者数に応じて均等割額(16,600円)を算定

(2) 保険料算出基礎（令和4年度）

保 険 料	所 得 割 率	一人当たり均等割額	賦 課 最 高 限 度 額
医 療 分	7.16/100	42,100 円	650,000 円
後期高齢者支援金分	2.28/100	13,200 円	200,000 円
介 護 納 付 金 分	2.10/100	16,600 円	170,000 円

(3) 保険料の収納状況の推移

ア 現年分

年度		調定額	収入済額	(還付未済額再掲)	収納率	
		円	円	円	%	
30	医療	一般	6,126,118,007	5,416,848,585	(21,826,705)	88.07
		退職	22,484,308	22,078,550	(14,310)	98.13
		計	6,148,602,315	5,438,927,135	(21,841,015)	88.10
	支援	一般	1,893,066,714	1,671,904,703	(2,302,180)	88.20
		退職	6,945,589	6,821,629	(4,365)	98.15
		計	1,900,012,303	1,678,726,332	(2,306,545)	88.23
	介護	一般	678,579,127	594,421,464	(874,735)	87.47
		退職	5,064,644	4,949,992	(3,735)	97.66
		計	683,643,771	599,371,456	(878,470)	87.54
	国保	一般	8,697,763,848	7,683,174,752	(25,003,620)	88.05
		退職	34,494,541	33,850,171	(22,410)	98.07
		計	8,732,258,389	7,717,024,923	(25,026,030)	88.09
元	医療	一般	6,026,520,541	5,433,405,665	(17,377,093)	89.87
		退職	5,023,799	4,931,138	(0)	98.16
		計	6,031,544,340	5,438,336,803	(17,377,093)	89.88
	支援	一般	1,863,813,877	1,677,672,166	(2,438,746)	89.88
		退職	1,552,183	1,523,575	(0)	98.16
		計	1,865,366,060	1,679,195,741	(2,438,746)	89.89
	介護	一般	673,050,738	599,919,645	(924,203)	89.00
		退職	1,058,818	1,036,904	(0)	97.93
		計	674,109,556	600,956,549	(924,203)	89.01
	国保	一般	8,563,385,156	7,710,997,476	(20,740,042)	89.80
		退職	7,634,800	7,491,617	(0)	98.12
		計	8,571,019,956	7,718,489,093	(20,740,042)	89.81
2	医療	一般	5,719,066,073	5,275,592,100	(23,939,021)	91.83
		退職	0	0	(0)	-
		計	5,719,066,073	5,275,592,100	(23,939,021)	91.83
	支援	一般	1,814,832,128	1,668,260,644	(2,785,307)	91.77
		退職	0	0	(0)	-
		計	1,814,832,128	1,668,260,644	(2,785,307)	91.77
	介護	一般	695,822,976	637,258,561	(922,918)	91.45
		退職	0	0	(0)	-
		計	695,822,976	637,258,561	(922,918)	91.45
	国保	一般	8,229,721,177	7,581,111,305	(27,647,246)	91.78
		退職	0	0	(0)	-
		計	8,229,721,177	7,581,111,305	(27,647,246)	91.78
3	医療	一般	5,539,049,377	5,205,088,483	(26,310,850)	93.50
		退職	0	0	(0)	-
		計	5,539,049,377	5,205,088,483	(26,310,850)	93.50
	支援	一般	1,832,055,433	1,714,222,773	(2,883,360)	93.41
		退職	0	0	(0)	-
		計	1,832,055,433	1,714,222,773	(2,883,360)	93.41
	介護	一般	786,735,508	735,372,024	(1,388,567)	93.29
		退職	0	0	(0)	-
		計	786,735,508	735,372,024	(1,388,567)	93.29
	国保	一般	8,157,840,318	7,654,683,280	(30,582,777)	93.46
		退職	0	0	(0)	-
		計	8,157,840,318	7,654,683,280	(30,582,777)	93.46
4	医療	一般	5,708,413,976	5,355,273,497	(18,485,708)	93.49
		退職	0	0	(0)	-
		計	5,708,413,976	5,355,273,497	(18,485,708)	93.49
	支援	一般	1,797,467,486	1,682,566,892	(2,628,026)	93.46
		退職	0	0	(0)	-
		計	1,797,467,486	1,682,566,892	(2,628,026)	93.46
	介護	一般	813,551,058	761,381,549	(990,184)	93.47
		退職	0	0	(0)	-
		計	813,551,058	761,381,549	(990,184)	93.47
	国保	一般	8,319,432,520	7,799,221,938	(22,103,918)	93.48
		退職	0	0	(0)	-
		計	8,319,432,520	7,799,221,938	(22,103,918)	93.48

○還付未済額とは、過誤納付にかかる還付金の未済額のこと。

○収納率 = (収入済額 - 還付未済額) / 調定額

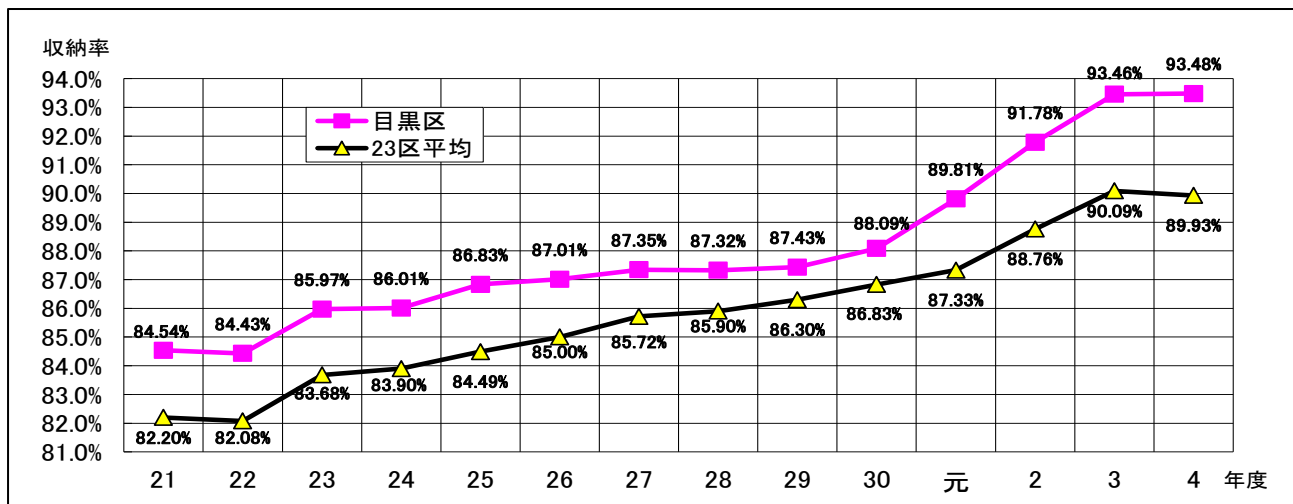
イ 滞納繰越分

年度		調定額	収入済額	(還付未済額再掲)	収納率	
		円	円	円	%	
30	医療	一般	1,491,724,631	504,221,536	(1,656,202)	33.69
		退職	7,088,061	2,045,635	(0)	28.86
		計	1,498,812,692	506,267,171	(1,656,202)	33.67
	支援	一般	438,983,142	147,757,195	(161,077)	33.62
		退職	2,193,442	633,317	(0)	28.87
		計	441,176,584	148,390,512	(161,077)	33.60
	介護	一般	173,212,736	55,449,913	(83,601)	31.96
		退職	1,702,902	489,197	(0)	28.73
		計	174,915,638	55,939,110	(83,601)	31.93
	国保	一般	2,103,920,509	707,428,644	(1,900,880)	33.53
		退職	10,984,405	3,168,149	(0)	28.84
		計	2,114,904,914	710,596,793	(1,900,880)	33.51
元	医療	一般	1,362,377,917	554,087,932	(2,495,768)	40.49
		退職	3,184,884	840,129	(0)	26.38
		計	1,365,562,801	554,928,061	(2,495,768)	40.45
	支援	一般	404,553,459	164,879,847	(186,403)	40.71
		退職	966,733	249,535	(0)	25.81
		計	405,520,192	165,129,382	(186,403)	40.67
	介護	一般	159,947,342	62,678,181	(64,687)	39.15
		退職	770,835	205,512	(0)	26.66
		計	160,718,177	62,883,693	(64,687)	39.09
	国保	一般	1,926,878,718	781,645,960	(2,746,858)	40.42
		退職	4,922,452	1,295,176	(0)	26.31
		計	1,931,801,170	782,941,136	(2,746,858)	40.39
2	医療	一般	1,131,210,597	499,481,959	(2,234,635)	43.96
		退職	1,887,408	668,857	(0)	35.44
		計	1,133,098,005	500,150,816	(2,234,635)	43.94
	支援	一般	344,103,572	152,130,984	(255,054)	44.14
		退職	579,534	212,051	(0)	36.59
		計	344,683,106	152,343,035	(255,054)	44.12
	介護	一般	137,188,868	58,083,895	(82,058)	42.28
		退職	452,626	164,057	(0)	36.25
		計	137,641,494	58,247,952	(82,058)	42.26
	国保	一般	1,612,503,037	709,696,838	(2,571,747)	43.85
		退職	2,919,568	1,044,965	(0)	35.79
		計	1,615,422,605	710,741,803	(2,571,747)	43.84
3	医療	一般	867,869,228	399,633,209	(3,035,605)	45.70
		退職	645,323	169,282	(0)	26.23
		計	868,514,551	399,802,491	(3,035,605)	45.68
	支援	一般	271,260,534	124,622,850	(48,225)	45.92
		退職	197,208	56,105	(0)	28.45
		計	271,457,742	124,678,955	(48,225)	45.91
	介護	一般	109,141,195	49,738,258	(18,005)	45.56
		退職	159,772	45,610	(0)	28.55
		計	109,300,967	49,783,868	(18,005)	45.53
	国保	一般	1,248,270,957	573,994,317	(3,101,835)	45.73
		退職	1,002,303	270,997	(0)	27.04
		計	1,249,273,260	574,265,314	(3,101,835)	45.72
4	医療	一般	653,575,023	358,673,571	(1,632,402)	54.63
		退職	11,819	0	(0)	0.00
		計	653,586,842	358,673,571	(1,632,402)	54.63
	支援	一般	212,753,807	117,003,363	(168,458)	54.92
		退職	4,024	0	(0)	0.00
		計	212,757,831	117,003,363	(168,458)	54.91
	介護	一般	88,463,103	48,255,304	(26,363)	54.52
		退職	2,654	0	(0)	0.00
		計	88,465,757	48,255,304	(26,363)	54.52
	国保	一般	954,791,933	523,932,238	(1,827,223)	54.68
		退職	18,497	0	(0)	0.00
		計	954,810,430	523,932,238	(1,827,223)	54.68

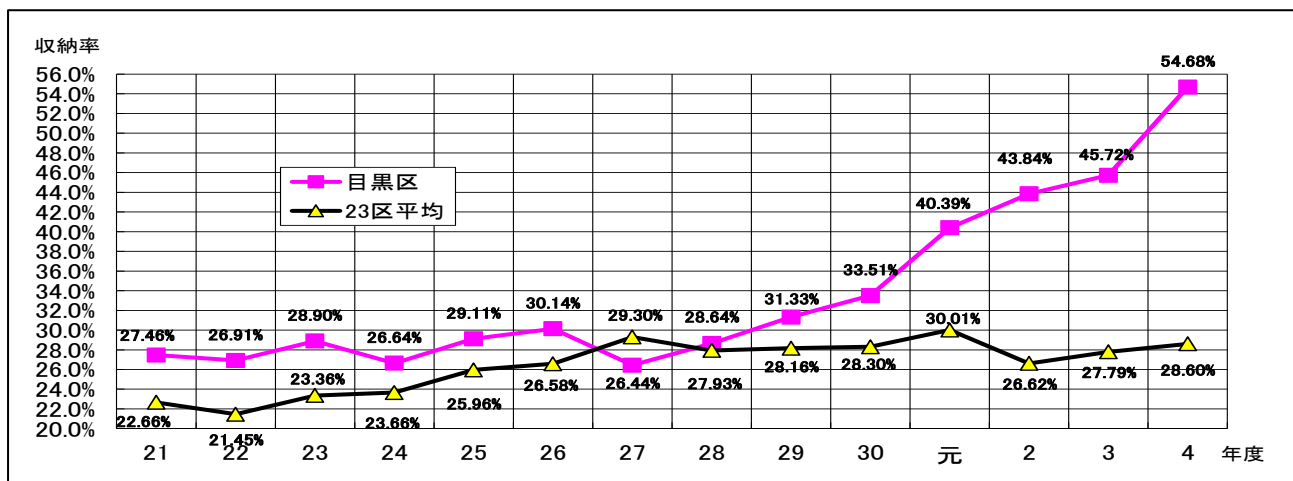
○還付未済額とは、過誤納付にかかる還付金の未済額のこと。

○収納率＝(収入済額－還付未済額)／調定額

ウ 現年分 収納率の推移（グラフ）



エ 滞納繰越分 収納率の推移（グラフ）



○[ウ・エ共通] 23区計の収納率については、後日訂正される場合がある。

(4) 保険料負担額の状況（現年分）

(単位：円)

年度		調定額			収納額		
		調定額	1世帯当たり	1人当たり	収納額	1世帯当たり	1人当たり
30	医療	6,148,602,315	138,454	100,785	5,417,086,120	121,982	88,795
	支援	1,900,012,303	42,784	31,144	1,676,419,787	37,750	27,479
	介護	683,643,771	34,026	29,624	598,492,986	29,788	25,935
元	医療	6,031,544,340	139,451	102,728	5,420,959,710	125,334	92,328
	支援	1,865,366,060	43,128	31,770	1,676,756,995	38,767	28,558
	介護	674,109,556	34,315	30,096	600,032,346	30,544	26,788
2	医療	5,719,066,073	134,550	100,013	5,251,653,079	123,554	91,839
	支援	1,814,832,128	42,697	31,737	1,665,475,337	39,183	29,125
	介護	695,822,976	35,525	31,274	636,335,643	32,488	28,601
3	医療	5,539,049,377	133,894	100,015	5,178,777,633	125,185	93,510
	支援	1,832,055,433	44,286	33,080	1,711,339,413	41,368	30,901
	介護	786,735,508	40,821	36,023	733,983,457	38,084	33,607
4	医療	5,708,413,976	142,252	107,728	5,336,787,789	132,991	100,715
	支援	1,797,467,486	44,792	33,922	1,679,938,866	41,863	31,704
	介護	813,551,058	43,480	38,471	760,391,365	40,639	35,957

○世帯数、被保険者数は年間平均値を使用

○収納額＝収入済額－還付未済額

(5) 均等割保険料軽減措置の年度別推移

低所得者に対し、次のとおり均等割の減額賦課を行った。

年度	7割減額該当		5割減額該当		2割減額該当		合計		
	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額	
	世帯	円	世帯	円	世帯	円	世帯	円	
30	医療	14,016	379,677,025	3,829	99,957,000	3,138	34,778,250	20,983	514,412,275
	支援	(14,016)	116,823,700	(3,829)	30,756,000	(3,138)	10,701,000	(20,983)	158,280,700
	介護	(5,622)	56,489,160	(1,770)	13,874,250	(1,357)	4,421,040	(8,749)	74,784,450
	計	14,016	552,989,885	3,829	144,587,250	3,138	49,900,290	20,983	747,477,425
元	医療	13,772	380,221,512	3,811	101,635,014	3,137	34,885,235	20,720	516,741,761
	支援	(13,772)	117,210,302	(3,811)	31,330,914	(3,137)	10,754,095	(20,720)	159,295,311
	介護	(5,571)	56,568,330	(1,738)	13,421,200	(1,327)	4,288,960	(8,636)	74,278,490
	計	13,772	554,000,144	3,811	146,387,128	3,137	49,928,290	20,720	750,315,562
2	医療	12,890	362,297,674	4,068	104,825,350	3,287	35,884,065	20,245	503,007,089
	支援	(12,890)	117,133,174	(4,068)	33,890,725	(3,287)	11,601,615	(20,245)	162,625,514
	介護	(5,512)	56,276,220	(1,904)	14,794,000	(1,410)	4,414,540	(8,826)	75,484,760
	計	12,890	535,707,068	4,068	153,510,075	3,287	51,900,220	20,245	741,117,363
3	医療	13,062	352,798,882	3,949	100,679,136	3,105	32,253,493	20,116	485,731,511
	支援	(13,062)	120,024,850	(3,949)	34,251,800	(3,105)	10,972,940	(20,116)	165,249,590
	介護	(5,705)	62,541,339	(1,825)	15,673,799	(1,340)	4,670,617	(8,870)	82,885,755
	計	13,062	535,365,071	3,949	150,604,735	3,105	47,897,050	20,116	733,866,856
4	医療	13,865	395,310,848	3,606	96,806,704	2,861	31,069,491	20,332	523,187,043
	支援	(13,865)	123,946,130	(3,606)	30,352,850	(2,861)	9,741,600	(20,332)	164,040,580
	介護	(6,008)	63,765,143	(1,639)	13,436,839	(1,212)	4,004,899	(8,859)	81,206,881
	計	13,865	583,022,121	3,606	140,596,393	2,861	44,815,990	20,332	768,434,504

○支援・介護の減額該当世帯数は、医療の減額該当世帯数の再掲

(6) 非自発的失業者に係る保険料軽減措置の年度別推移

非自発的失業者（雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者）について、前年の給与所得を30/100として計算することにより、保険料を次のとおり軽減した（平成22年度開始）。

年度	世帯数	人数	軽減額			
			均等割	所得割	計	
	世帯	人	円	円	円	
30	医療	852	1,138	4,458,350	52,680,383	57,138,733
	支援	(852)	(1,138)	1,371,800	16,303,435	17,675,235
	介護	(571)	(653)	1,050,010	7,253,748	8,303,758
	計	852	1,138	6,880,160	76,237,566	83,117,726
元	医療	897	1,167	4,687,196	59,587,184	64,274,380
	支援	(897)	(1,167)	1,444,886	18,435,400	19,880,286
	介護	(582)	(656)	998,790	7,984,476	8,983,266
	計	897	1,167	7,130,872	86,007,060	93,137,932
2	医療	1,383	1,779	8,207,024	98,390,236	106,597,260
	支援	(1,383)	(1,779)	2,653,349	31,361,601	34,014,950
	介護	(892)	(999)	1,814,930	14,822,834	16,637,764
	計	1,383	1,779	12,675,303	144,574,671	157,249,974
3	医療	1,262	1,644	9,758,388	88,448,498	98,206,886
	支援	(1,262)	(1,644)	3,319,910	29,488,425	32,808,335
	介護	(882)	(981)	2,379,201	18,199,379	20,578,580
	計	1,262	1,644	15,457,499	136,136,302	151,593,801
4	医療	954	1,198	6,954,074	64,434,488	71,388,562
	支援	(954)	(1,198)	2,180,420	20,417,690	22,598,110
	介護	(646)	(721)	1,551,336	13,001,679	14,553,015
	計	954	1,198	10,685,830	97,853,857	108,539,687

○支援・介護の減額該当世帯数・人数は、医療の減額該当世帯数・人数の再掲

○均等割の軽減額は、前項「(5)均等割保険料軽減措置の年度別推移」の再掲

(7) 保険料減免の年度別推移

ア 減免（生活困難等）

保険料の納入困難な世帯に対して、保険料の減免を行った（徴収猶予はなし）。

年度	免除		減額		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円
30	4 (4)	698,474 (698,474)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	698,474 (698,474)
元	3 (3)	866,262 (866,262)	1 (0)	137,649 (0)	4 (3)	1,003,911 (866,262)
2	2 (2)	170,932 (170,932)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	170,932 (170,932)
3	1 (1)	100,068 (100,068)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	100,068 (100,068)
4	1 (1)	50,454 (50,454)	1 (0)	17,905 (0)	2 (1)	68,359 (50,454)

○（ ）は、東日本大震災被災者等に対する減免実績の再掲

○件数は、減免申請に対して行った減免決定件数

○各年度、過年度分を含む。

イ 59条該当者の免除

刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁された者に対して、保険料の免除を行った。

年度	免除	
	件数	金額
	件	円
30	16	673,917
元	18	1,393,900
2	17	663,789
3	16	396,890
4	24	1,191,675

○拘禁により給付を制限された期間の保険料を免除する。

○件数は、減免申請に対して行った減免決定件数

○各年度、過年度分を含む。

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免を行った。

年度	死亡・重篤		収入減		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円
2	19 (8)	4,306,904 (311,345)	3,989 (1,681)	448,226,861 (49,724,070)	4,008 (1,689)	452,533,765 (50,035,415)
3	8	1,625,486	905	151,264,161	913	152,889,647
4	1	15,207	381	65,225,921	382	65,241,128

○（ ）は、令和元年度賦課分に対する減免実績の再掲

○件数は、減免申請に対して行った減免決定件数

○令和3年度以降は過年度分を含む。

エ 旧被扶養者の減免

旧被扶養者（※）について、均等割を半額とし、所得割を免除した（平成20年度開始）。

年度	均等割減額		所得割免除		合計	
	人数	金額	人数	金額	実人数	金額
	人	円	人	円	人	円
30	263	5,850,125	(44)	5,253,045	263	11,103,170
元	129	2,592,564	41	5,641,157	149	8,233,721
2	139	2,767,600	46	6,922,238	163	9,689,838
3	130	2,487,312	42	4,972,051	155	7,459,363
4	157	3,184,324	44	4,838,698	181	8,023,022

○平成30年度の所得割免除の人数は、均等割減額人数の再掲。令和元年度からは、均等割減額期間が見直し（加入月以後2年経過する月まで）となったことにより、再掲ではない。

○各年度、過年度分を含む。

※旧被扶養者

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、被用者保険の被扶養者としての資格を喪失して国民健康保険に加入した65歳以上の者

(8) 令和4年度保険料階層別負担状況

ア 医療分保険料

(令和5年5月31日現在 現年度分決算値)

区 分	世帯数		人 数		調定額		収納額		収納率
	世帯	構成比	人	構成比	円	構成比	円	構成比	
均等割のみ世帯	19,074	39.06	22,381	34.82	368,032,968	6.53	316,482,977	5.99	85.99
所得割を含む世帯	29,760	60.94	41,901	65.18	5,276,167,918	93.47	4,970,336,542	94.01	94.20
1 ~ 50,000	(6,751)	13.81	(7,550)	11.74	(180,965,640)	3.21	(164,118,975)	3.10	90.69
50,001 ~ 100,000	(5,884)	12.05	(7,440)	11.57	(432,041,564)	7.65	(388,174,980)	7.34	89.85
100,001 ~ 150,000	(4,939)	10.11	(6,380)	9.93	(600,772,145)	10.64	(543,913,745)	10.29	90.54
150,001 ~ 200,000	(3,213)	6.58	(4,535)	7.05	(548,565,529)	9.72	(504,274,859)	9.54	91.93
200,001 ~ 250,000	(2,119)	4.34	(3,364)	5.23	(467,452,684)	8.28	(437,265,666)	8.27	93.54
250,001 ~ 300,000	(1,455)	2.98	(2,366)	3.68	(392,981,812)	6.96	(371,117,080)	7.02	94.44
300,001 ~ 350,000	(1,072)	2.20	(1,920)	2.99	(344,479,034)	6.10	(329,039,219)	6.22	95.52
350,001 ~ 400,000	(777)	1.59	(1,366)	2.13	(287,001,726)	5.08	(274,207,750)	5.19	95.54
400,001 ~ 450,000	(579)	1.19	(1,077)	1.68	(245,045,727)	4.34	(235,839,115)	4.46	96.24
450,001 ~ 500,000	(454)	0.93	(848)	1.32	(214,977,207)	3.81	(205,370,902)	3.88	95.53
500,001 ~ 550,000	(331)	0.68	(598)	0.93	(173,687,648)	3.08	(165,831,992)	3.14	95.48
550,001 ~ 600,000	(330)	0.68	(610)	0.95	(189,008,272)	3.35	(181,680,536)	3.44	96.12
600,001 ~ 649,999	(234)	0.48	(452)	0.70	(145,495,825)	2.58	(138,696,226)	2.62	95.33
650,001 ~ 650,000	(1,622)	3.32	(3,395)	5.28	(1,053,693,105)	18.67	(1,030,805,497)	19.50	97.83
合 計	48,834	100.00	64,282	100.00	5,644,200,886	100.00	5,286,819,519	100.00	93.67
均等割7割減額(再掲)	(13,885)	28.43	(16,572)	25.78	(176,950,423)	3.14	(165,802,023)	3.14	93.70
均等割5割減額(再掲)	(3,616)	7.40	(5,452)	8.48	(142,627,706)	2.53	(134,688,528)	2.55	94.43
均等割2割減額(再掲)	(2,865)	5.87	(4,345)	6.76	(216,543,706)	3.84	(202,369,152)	3.83	93.45

イ 後期高齢者支援金分保険料

区 分	世帯数		人 数		調定額		収納額		収納率
	世帯	構成比	人	構成比	円	構成比	円	構成比	
均等割のみ世帯	19,074	39.06	22,381	34.82	115,393,386	6.50	99,230,051	5.97	85.99
所得割を含む世帯	29,760	60.94	41,901	65.18	1,661,027,897	93.50	1,564,358,166	94.03	94.18
1 ~ 20,000	(8,433)	17.26	(9,651)	15.01	(87,126,245)	4.90	(78,815,563)	4.74	90.46
20,001 ~ 40,000	(7,114)	14.57	(9,068)	14.11	(209,883,022)	11.81	(189,126,002)	11.37	90.11
40,001 ~ 60,000	(4,700)	9.62	(6,393)	9.95	(228,028,883)	12.84	(208,660,043)	12.54	91.51
60,001 ~ 80,000	(2,719)	5.57	(4,264)	6.63	(185,594,784)	10.45	(172,966,144)	10.40	93.20
80,001 ~ 100,000	(1,821)	3.73	(2,992)	4.65	(161,235,639)	9.08	(152,555,146)	9.17	94.62
100,001 ~ 120,000	(1,137)	2.33	(2,051)	3.19	(123,634,035)	6.96	(117,673,960)	7.07	95.18
120,001 ~ 140,000	(762)	1.56	(1,407)	2.19	(98,125,081)	5.52	(94,689,310)	5.69	96.50
140,001 ~ 160,000	(581)	1.19	(1,061)	1.65	(86,383,900)	4.86	(82,776,181)	4.98	95.82
160,001 ~ 199,999	(1,409)	2.89	(2,547)	3.96	(264,443,045)	14.89	(255,261,326)	15.34	96.53
200,001 ~ 200,000	(1,084)	2.22	(2,467)	3.84	(216,573,263)	12.19	(211,834,491)	12.73	97.81
合 計	48,834	100.00	64,282	100.00	1,776,421,283	100.00	1,663,588,217	100.00	93.65
均等割7割減額(再掲)	(13,885)	28.43	(16,572)	25.78	(55,529,000)	3.13	(52,031,665)	3.13	93.70
均等割5割減額(再掲)	(3,616)	7.40	(5,452)	8.48	(44,952,844)	2.53	(42,451,935)	2.55	94.44
均等割2割減額(再掲)	(2,865)	5.87	(4,345)	6.76	(68,361,691)	3.85	(63,886,406)	3.84	93.45

ウ 介護分保険料

区 分	世帯数		人 数		調定額		収納額		収納率
	世帯	構成比	人	構成比	円	構成比	円	構成比	
均等割のみ世帯	9,265	41.70	9,851	39.17	74,417,320	9.24	64,873,189	8.61	87.17
所得割を含む世帯	12,952	58.30	15,301	60.83	731,173,519	90.76	689,109,429	91.39	94.25
1 ~ 20,000	(3,310)	14.91	(3,533)	14.03	(34,680,094)	4.30	(31,633,905)	4.20	91.22
20,001 ~ 40,000	(2,957)	13.31	(3,280)	13.04	(85,242,220)	10.58	(77,488,955)	10.28	90.90
40,001 ~ 60,000	(2,282)	10.27	(2,626)	10.44	(109,830,365)	13.63	(100,456,777)	13.32	91.47
60,001 ~ 80,000	(1,233)	5.55	(1,536)	6.11	(84,073,964)	10.44	(78,288,547)	10.38	93.12
80,001 ~ 100,000	(845)	3.80	(1,068)	4.25	(74,757,950)	9.28	(70,736,571)	9.38	94.62
100,001 ~ 120,000	(503)	2.26	(658)	2.62	(54,553,984)	6.77	(51,896,276)	6.88	95.13
120,001 ~ 140,000	(358)	1.61	(485)	1.93	(46,140,176)	5.73	(44,384,224)	5.89	96.19
140,001 ~ 169,999	(394)	1.77	(543)	2.16	(60,508,930)	7.51	(57,781,229)	7.66	95.49
170,001 ~ 170,000	(1,070)	4.82	(1,572)	6.25	(181,385,836)	22.52	(176,442,945)	23.40	97.27
合 計	22,217	100.00	25,152	100.00	805,590,839	100.00	753,982,618	100.00	93.59
均等割7割減額(再掲)	(6,015)	27.07	(6,456)	25.67	(28,532,978)	3.54	(26,763,794)	3.55	93.80
均等割5割減額(再掲)	(1,644)	7.40	(1,934)	7.69	(18,340,015)	2.28	(17,112,202)	2.27	93.31
均等割2割減額(再掲)	(1,214)	5.46	(1,442)	5.73	(26,016,713)	3.23	(23,920,753)	3.17	91.94

- [ア～ウ共通] 所得割を含む世帯は、世帯の保険料調定額で階層別に分類
- [ア～ウ共通] 数値は、一般被保険者と退職被保険者等の合計
- [ア～ウ共通] 収納額には、還付未済額を含まない。
- [ア～ウ共通] 構成比は、合計が100%になるよう小数点第二位で調整している。

(9) 保険料納付方法別収納状況

年度	区分	内容	区窓口等	金融機関	コンビニ等	クレジット	口座振替	特別徴収 (年金引落し)	合計
30	現年	件数 (件)	5,559	31,529	112,397	49	151,102	12,099	312,735
		収納額 (千円)	179,618	1,616,814	2,091,820	1,493	3,760,377	159,817	7,809,940
		構成比 (%)	2.30	20.70	26.78	0.02	48.15	2.05	100.00
	滞繰	件数 (件)	3,130	2,732	19,779	0	121	0	25,762
		収納額 (千円)	185,302	124,404	402,740	0	2,382	0	714,829
		構成比 (%)	25.92	17.40	56.34	0.00	0.34	0.00	100.00
	計	件数 (件)	8,689	34,261	132,176	49	151,223	12,099	338,497
		収納額 (千円)	364,920	1,741,218	2,494,560	1,493	3,762,760	159,817	8,524,768
		構成比 (%)	4.28	20.43	29.26	0.02	44.14	1.87	100.00
元	現年	件数 (件)	5,568	31,211	112,165	2,759	142,432	12,067	306,202
		収納額 (千円)	194,227	1,648,453	2,109,565	115,544	3,605,772	158,069	7,831,631
		構成比 (%)	2.48	21.05	26.94	1.48	46.03	2.02	100.00
	滞繰	件数 (件)	3,452	2,452	17,960	287	64	0	24,215
		収納額 (千円)	229,855	131,702	414,248	11,530	1,191	0	788,527
		構成比 (%)	29.15	16.70	52.53	1.46	0.16	0.00	100.00
	計	件数 (件)	9,020	33,663	130,125	3,046	142,496	12,067	330,417
		収納額 (千円)	424,082	1,780,156	2,523,813	127,074	3,606,964	158,069	8,620,158
		構成比 (%)	4.92	20.65	29.28	1.47	41.85	1.83	100.00
2	現年	件数 (件)	4,456	31,660	107,976	3,711	135,691	12,121	295,615
		収納額 (千円)	170,211	1,704,107	2,087,010	149,632	3,504,360	158,274	7,773,593
		構成比 (%)	2.19	21.92	26.85	1.92	45.08	2.04	100.00
	滞繰	件数 (件)	2,922	2,252	14,337	468	85	0	20,064
		収納額 (千円)	192,354	138,824	366,279	18,655	1,359	0	717,471
		構成比 (%)	26.81	19.35	51.05	2.60	0.19	0.00	100.00
	計	件数 (件)	7,378	33,912	122,313	4,179	135,776	12,121	315,679
		収納額 (千円)	362,565	1,842,931	2,453,289	168,287	3,505,719	158,274	8,491,064
		構成比 (%)	4.27	21.70	28.89	1.98	41.30	1.86	100.00
3	現年	件数 (件)	4,450	30,690	108,677	4,141	131,144	11,939	291,041
		収納額 (千円)	168,769	1,696,084	2,128,992	174,062	3,478,287	162,059	7,808,254
		構成比 (%)	2.16	21.72	27.27	2.23	44.54	2.08	100.00
	滞繰	件数 (件)	3,189	1,487	9,695	395	45	0	14,811
		収納額 (千円)	209,883	87,264	263,819	16,975	1,514	0	579,455
		構成比 (%)	36.22	15.06	45.53	2.93	0.26	0.00	100.00
	計	件数 (件)	7,639	32,177	118,372	4,536	131,189	11,939	305,852
		収納額 (千円)	378,652	1,783,347	2,392,812	191,037	3,479,801	162,059	8,387,708
		構成比 (%)	4.51	21.26	28.53	2.28	41.49	1.93	100.00
4	現年	件数 (件)	4,478	28,275	111,794	3,611	122,791	11,071	282,020
		収納額 (千円)	207,485	1,772,929	2,254,504	165,499	3,393,813	150,867	7,945,098
		構成比 (%)	2.61	22.31	28.38	2.08	42.72	1.90	100.00
	滞繰	件数 (件)	3,118	971	7,520	267	73	0	11,949
		収納額 (千円)	215,263	72,580	227,838	11,175	2,028	0	528,884
		構成比 (%)	40.70	13.72	43.08	2.11	0.39	0.00	100.00
	計	件数 (件)	7,596	29,246	119,314	3,878	122,864	11,071	293,969
		収納額 (千円)	422,748	1,845,509	2,482,341	176,674	3,395,841	150,867	8,473,981
		構成比 (%)	4.99	21.78	29.29	2.08	40.08	1.78	100.00

○収納額は千円単位で四捨五入しているため、各欄の数値を合計しても合計欄と一致しない場合がある。

○区窓口等は、国保年金課・地区サービス事務所の窓口。

○コンビニ収納は平成16年11月から、特別徴収は平成20年10月から、ペイジー収納は平成28年1月から、クレジットカード収納は平成31年4月から、電子マネー収納・モバイルレジ(クレジットカード収納又は銀行スマホ決済収納)は令和3年12月から開始。

○ペイジー収納の令和4年度実績は、26,826件、1,684,464千円であった(窓口、ATM、PC、モバイル収納の現年及び滞繰の合算値。上表の金融機関に含まれる)。

○スマホ決済収納(電子マネー収納・銀行スマホ決済収納)の令和4年度実績は9,815件、199,099千円であった(現年及び滞繰の合算値。上表のコンビニ等に含まれる)。

○口座振替新規加入キャンペーンは平成23年度試行、平成24年度から本格実施。令和4年度は617件の申し込みがあった。

6 特定健康診査・特定保健指導

平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき40歳以上の者を対象とした『特定健康診査・特定保健指導』の実施が保険者に義務付けられた。区では、特定健康診査等実施計画を定め、加入者の健康の保持・増進のための特定健康診査・特定保健指導を行っている。

(1) 特定健康診査

生活習慣病予防に必要な検査のほか、病気の早期発見・早期治療に必要な検査項目を加えて実施している。受診者の利便性を図るため、区の各種健(検)診と一体的に受診できるように、関係所管と連携して実施している。

ア 特定健康診査受診状況

年度	区分	対象者(人)		受診者(人)		受診率(%)	
		男	女	男	女	男	女
30	40～64歳	10,935	12,759	3,357	4,872	30.7	38.2
	65～74歳	7,265	10,324	3,691	6,237	50.8	60.4
	計	18,200	23,083	7,048	11,109	38.7	48.1
		41,283		18,157		44.0	
元	40～64歳	10,740	12,512	3,328	4,822	31.0	38.5
	65～74歳	6,983	9,935	3,591	5,965	51.4	60.0
	計	17,723	22,447	6,919	10,787	39.0	48.1
		40,170		17,706		44.1	
2	40～64歳	10,460	12,311	2,739	4,146	26.2	33.7
	65～74歳	6,825	9,736	3,199	5,251	46.9	53.9
	計	17,285	22,047	5,938	9,397	34.4	42.6
		39,332		15,335		39.0	
3	40～64歳	10,345	12,175	3,074	4,547	29.7	37.3
	65～74歳	6,714	9,584	3,345	5,556	49.8	58.0
	計	17,059	21,759	6,419	10,103	37.6	46.4
		38,818		16,522		42.6	
4	40～64歳	9,984	11,791	3,006	4,359	30.1	37.0
	65～74歳	6,299	9,013	3,200	5,249	50.8	58.2
	計	16,283	20,804	6,206	9,608	38.1	46.2
		37,087		15,814		42.6	

○対象者:年度途中加入者等を含む。

イ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者・予備群の出現率

年度	区分	該当者(%)	予備群(%)	計(%)
30	男	28.0	18.6	46.6
	女	9.8	6.3	16.1
	全体	16.9	11.1	27.9
元	男	27.6	17.8	45.4
	女	8.0	4.5	12.5
	全体	15.7	9.7	25.3
2	男	30.3	18.7	49.1
	女	7.8	5.0	12.7
	全体	16.5	10.3	26.8
3	男	29.1	18.6	47.7
	女	8.4	5.0	13.4
	全体	16.5	10.3	26.7
4	男	29.8	20.0	49.8
	女	8.5	5.2	13.7
	全体	16.9	11.0	27.9

○出現率には腹囲測定をしなかった者を除く。

○計は小数点第二位を四捨五入

(2) 特定保健指導

生活習慣病のリスクのある者が、自らの生活習慣の課題に気づき、改善できるように、管理栄養士等の専門職が支援を行い、生活習慣病のリスクに応じて『動機付け支援』と『積極的支援』を実施している。

特定保健指導利用状況

(令和5年3月31日現在)

年度	区分	対象者(人)(A)	利用者(人)(B)	利用率(%) (B/A)	完了者(人)(C)	完了率(%) (C/A)	継続率(%) (C/B)
30	動機付け支援	1,294	130	10.0	118	9.1	90.8
	積極的支援	628	48	7.6	36	5.7	75.0
	計	1,922	178	9.3	154	8.0	86.5
元	動機付け支援	1,274	128	10.0	122	9.6	95.3
	積極的支援	601	29	4.8	20	3.3	69.0
	計	1,875	157	8.4	142	7.6	90.4
2	動機付け支援	1,136	119	10.5	115	10.1	96.6
	積極的支援	489	53	10.8	44	9.0	83.0
	計	1,625	172	10.6	159	9.8	92.4
3	動機付け支援	1,130	95	8.4	84	7.4	88.4
	積極的支援	555	34	6.1	28	5.0	82.4
	計	1,685	129	7.7	112	6.6	86.8
4	動機付け支援	729	69	9.5			
	積極的支援	362	32	8.8			
	計	1,091	101	9.3			

○対象者:特定保健指導の基準に該当し、利用券を発送した者

○利用者:当該年度中に初回面接を実施した者

ただし、令和2年度の利用者については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特定健康診査の終了時期が例年よりも2か月遅くなったことから、特定保健指導の面接が当該年度中に終了しなかったため、令和3年6月までに初回面接を実施した者とする。

○令和4年度の完了者・完了率・継続率については、4年度末時点で支援継続中のため、確定していない。

(3) CKD（慢性腎臓病）重症化予防保健指導

CKD(慢性腎臓病)の重症化予防のため、生活習慣病などのコントロールと腎臓に負担をかけない生活について、かかりつけ医の生活指導確認書に基づき、保健師や管理栄養士が支援を行っている。(平成30年度事業開始)

CKD重症化予防保健指導利用状況

年度	対象者(人)	利用者(人)(A)	完了者(人)(B)	継続率(%) (B/A)
30	397	50	48	96.0
元	475	44	38	86.4
2	512	42	36	85.7
3	531	34	31	91.2
4	576	32	30	93.8

7 保健事業及び趣旨普及

(1) 保健事業

国民健康保険被保険者の健康増進を図るため、令和4年度は次の事業を実施した。

※アの事業については、後期高齢者医療制度被保険者も対象とした。

ア 指定旅館（昭和40年度事業開始）

保養施設として、関東近県12か所のホテルや旅館と契約を締結した。

施設及び利用実績：別表（32ページ）のとおり

イ 日帰り「温泉センター」（平成9年度事業開始）

国保連合会が発行する温泉センター割引券の配布を行った。

施設名	数馬の湯	もえぎの湯	瀬音の湯	つるつる温泉
場 所	檜原村	奥多摩町	あきる野市	日の出町
利用実績	延 25 人	延 11 人	延 17 人	延 11 人

ウ フィットネスクラブの優待利用（平成26年度事業開始）

被保険者の健康維持・増進のため、区内のフィットネスクラブと協定を締結した。

施設名	利用料金等（税別）	優待利用件数		特定保健指導に係る利用件数	
		4年度	3年度	4年度	3年度
アトリオドゥーエ碑文谷	平日料金:2,000円 土・日・祝日料金:3,000円	17	42	17	16
セントラルフィットネスクラブ24目黒	2,000円 1か月当たりの利用制限:3回	10	5	7	6
セントラルフィットネスクラブ24自由が丘	2,000円 1か月当たりの利用制限:3回	6	5	3	6

※特定保健指導に係る利用（特定保健指導の完了者に交付した利用券）については、1件につき1,100円を施設に支出している。

エ 医療費通知（昭和56年度事業開始）

被保険者の健康に対する認識を深めるため、該当世帯に対し医療費の額を通知した。

診療月	通知世帯数	通知被保険者数
1月～10月	32,437 世帯	41,522 人

オ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知（平成27年度事業開始）

後発医薬品への切り替えを促進するため、生活習慣病等の薬を服用中の被保険者に、後発医薬品に切り替えた場合の金額等を通知した。

通知月	通知被保険者数
令和4年7月	1,736 人
令和4年10月	1,642 人
令和5年2月	1,285 人

※令和3年度は7月、10月及び2月に実施（通知数 7月：907人、10月：2,056人、2月：1,640人）

(2) 趣旨普及

被保険者の国民健康保険事業への理解を深めるために、次の事業を実施した。

ア パンフレット等の配布

- ① 『国保のしおり』(4月)
国民健康保険制度全般
- ② 外国人向け冊子『国民健康保険のご案内』(4月)
国民健康保険制度全般、4か国語併記(日本語・英語・中国語・ハングル)
- ③ 『国保だより』(6月)
保険料の計算方法、保険料通知書の見方、特定健康診査 ほか
- ④ 『国保のおしらせ』(11月)
口座振替のご案内、加入・脱退の届出、非自発的失業者の保険料軽減措置、保険料の特別徴収、特定保健指導 ほか

イ 目黒区公式ウェブサイトによる周知

目黒区公式ウェブサイト内『くらしのメニュー』及び『よくあるご質問』等において、国民健康保険制度の案内や事業のお知らせを掲載した。

ウ めぐる区報による周知

発行日	記事名	担当係名
4/1	4年度国民健康保険料率などが決まりました	資格賦課係
5/1	国民健康保険加入者のかたへ新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免制度があります	資格賦課係
	国民健康保険料の簡易申告書を5月以降にお送りします	資格賦課係
5/15	国民健康保険給付制度のご案内	給付係
6/1	国民健康保険料の通知書と納付書を6月中に送付します	資格賦課係
	国民健康保険料の口座振替新規加入キャンペーン	収納係
6/15	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険と後期高齢者医療制度の傷病手当金の適用期間を延長しました	管理係
7/1	国民健康保険高齢受給者証を更新します	資格賦課係
	国民健康保険限度額適用認定証などの更新時期です	給付係
9/15	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険と後期高齢者医療制度の傷病手当金制度	管理係
10/1	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険と後期高齢者医療制度の傷病手当金の適用期間の延長	管理係
	国民健康保険料納付書の送付	資格賦課係
11/1	国民健康保険・高齢者医療・介護保険 3年度事業のあらまし	管理係
11/15	知っていますか？国民健康保険の正しい使い方	給付係
12/15	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険と後期高齢者医療制度の傷病手当金の適用期間を延長しました	管理係
1/15	特定保健指導で生活習慣改善をサポートします	特定保健指導係
	国民健康保険医療費のお知らせをお送りします	給付係
2/15	国民健康保険料の減免の申請期限は3月24日（必着）です	資格賦課係
3/1	国民健康保険に加入している世帯の学生のかたへ	資格賦課係
3/15	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険と後期高齢者医療制度の傷病手当金の適用期間を延長しました	管理係

指定旅館利用実績（（1）保健事業 アの別表）

場所		施設名	令和4年度実績 (人)	令和3年度実績 (人)
三浦	1	マホロバマインズ三浦	28	15
那須	2	ホテルサンバレー那須	0	0
下田	3	クアハウス石橋旅館	32	34
湯河原	4	ホテル城山	0	0
	5	ゆがわら 水の香里	0	0
伊東	6	ホテル伊東ガーデン	0	0
鬼怒川	7	鬼怒川プラザホテル	0	0
上牧	8	ホテル辰巳館	0	0
新潟	9	ニュー・グリーンピア津南	0	0
	10	龍氣	2	0
山中湖	11	秀山荘	0	0
猪苗代	12	四季の里	0	0
合 計			62	49

○利用者数は各施設からの報告に基づく参考値

8 経理状況

(1) 令和4年度国民健康保険特別会計 歳入決算

科目		調定額	収入済額	(還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	収入済額の構成比	1人当たり収入済額		
		円	円	円	円	円	%	円		
国民健康保険料	一般被保険者	医療	現年分	5,708,413,976	5,355,273,497	(18,485,708)	236,206	371,389,981	19.83	101,064
			滞納繰越分	653,575,023	358,673,571	(1,632,402)	98,512,081	198,021,773	1.33	6,769
			小計	6,361,988,999	5,713,947,068	(20,118,110)	98,748,287	569,411,754	21.16	107,833
		後期高齢者支援金	現年分	1,797,467,486	1,682,566,892	(2,628,026)	74,278	117,454,342	6.23	31,753
			滞納繰越分	212,753,807	117,003,363	(168,458)	31,035,823	64,883,079	0.43	2,208
			小計	2,010,221,293	1,799,570,255	(2,796,484)	31,110,101	182,337,421	6.66	33,961
		介護納付金	現年分	813,551,058	761,381,549	(990,184)	39,852	53,119,841	2.82	14,369
			滞納繰越分	88,463,103	48,255,304	(26,363)	12,380,408	27,853,754	0.18	911
			小計	902,014,161	809,636,853	(1,016,547)	12,420,260	80,973,595	3.00	15,279
	計	現年分	8,319,432,520	7,799,221,938	(22,103,918)	350,336	541,964,164	28.88	147,186	
		滞納繰越分	954,791,933	523,932,238	(1,827,223)	141,928,312	290,758,606	1.94	9,888	
		小計	9,274,224,453	8,323,154,176	(23,931,141)	142,278,648	832,722,770	30.82	157,073	
	退職被保険者等	医療	現年分	0	0	(0)	0	0	0.00	0
			滞納繰越分	11,819	0	(0)	11,819	0	0.00	0
			小計	11,819	0	(0)	11,819	0	0.00	0
後期高齢者支援金		現年分	0	0	(0)	0	0	0.00	0	
		滞納繰越分	4,024	0	(0)	4,024	0	0.00	0	
		小計	4,024	0	(0)	4,024	0	0.00	0	
介護納付金		現年分	0	0	(0)	0	0	0.00	0	
		滞納繰越分	2,654	0	(0)	2,654	0	0.00	0	
		小計	2,654	0	(0)	2,654	0	0.00	0	
計	現年分	0	0	(0)	0	0	0.00	0		
	滞納繰越分	18,497	0	(0)	18,497	0	0.00	0		
	小計	18,497	0	(0)	18,497	0	0.00	0		
国庫支出金		39,000	39,000	0	0	0	0.00	1		
都支出金	保険給付費等交付金(普通分)	15,620,007,799	15,620,007,799	0	0	0	57.85	294,778		
	保険給付費等交付金(特別分)	388,472,000	388,472,000	0	0	0	1.44	7,331		
	財政安定化基金交付金	0	0	0	0	0	0.00	0		
	計	16,008,479,799	16,008,479,799	0	0	0	59.30	302,109		
一般会計繰入金		1,863,267,889	1,863,267,889	0	0	0	6.90	35,163		
繰越金		737,446,094	737,446,094	0	0	0	2.73	13,917		
その他の収入		90,188,417	66,885,782	0	1,381,126	21,921,509	0.25	1,262		
合計		27,973,664,149	26,999,272,740	(23,931,141)	143,678,271	854,644,279	100.00	509,526		

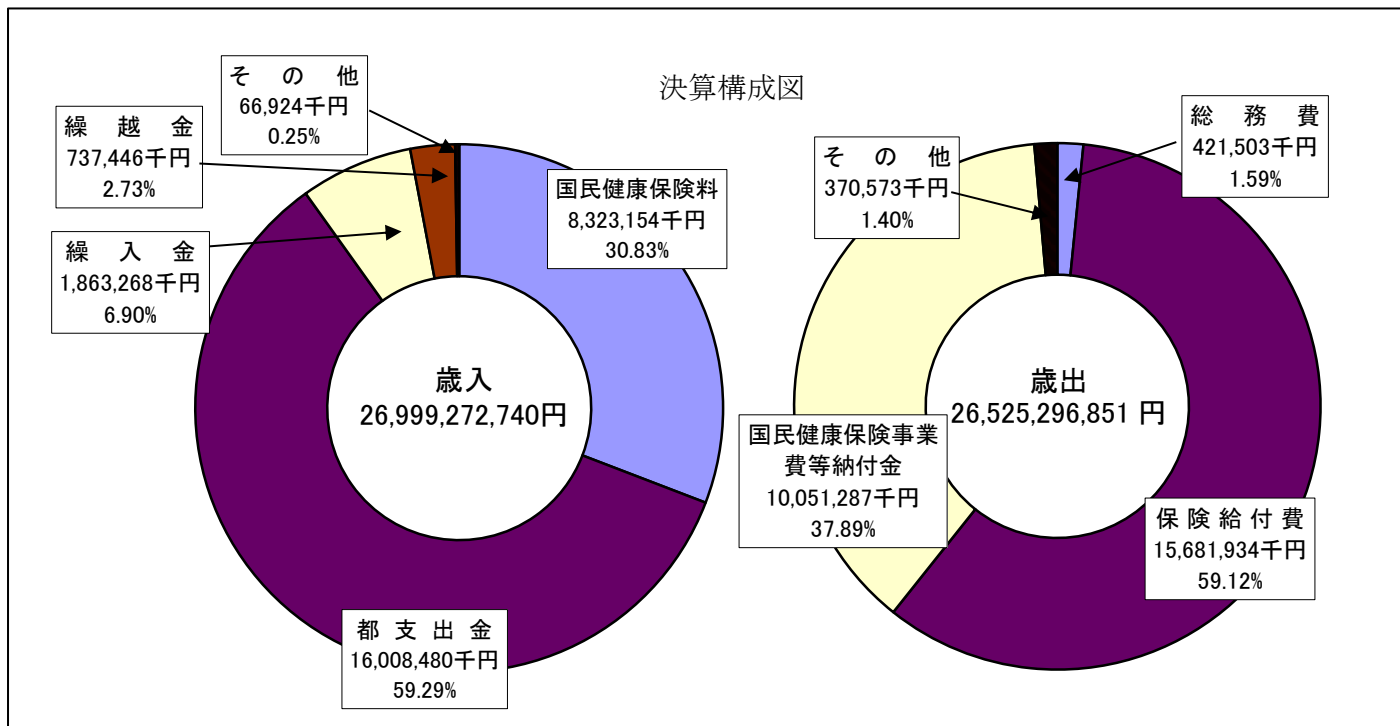
○保険料の収入済額には、還付未済額が含まれている。

○収入未済額＝調定額－(収入済額－還付未済額)－不納欠損額＝翌年度繰越額

○令和4年度最終予算額 27,164,616,000円(前年度比102.79%)に対する収入率は、99.39%となる。

(2) 令和4年度国民健康保険特別会計 歳出決算

科 目		予算現額	支出済額	予算現額に対する支出割合	支出済額の構成比	1人当たり支出済額	
		円	円	%	%	円	
総務費		450,254,038	421,503,200	93.61	1.59	7,955	
保 險 給 付 費	療養の給付	13,814,873,000	13,472,614,861	97.52	50.79	254,253	
	療養費	178,606,000	169,154,173	94.71	0.64	3,192	
	高額療養費	1,916,374,000	1,840,285,539	96.03	6.94	34,730	
	高額介護合算療養費	3,555,000	3,395,987	95.53	0.01	64	
	移送費	300,000	15,480	5.16	0.00	0	
	小計	15,913,708,000	15,485,466,040	97.31	58.38	292,239	
	退職	療養の給付	100,000	0	0.00	0.00	0
	療養費	1,000	0	0.00	0.00	0	
	高額療養費	1,000	0	0.00	0.00	0	
	高額介護合算療養費	1,000	0	0.00	0.00	0	
移送費	1,000	0	0.00	0.00	0		
小計	104,000	0	0.00	0.00	0		
出産育児一時金	105,000,000	81,195,755	77.33	0.31	1,532		
葬祭費	18,900,000	18,270,000	96.67	0.07	345		
結核・精神医療給付金	17,397,000	17,318,520	99.55	0.07	327		
傷病手当金	7,074,000	7,035,483	99.46	0.03	133		
審査支払手数料	78,229,000	72,648,155	92.87	0.27	1,371		
計	16,140,412,000	15,681,933,953	97.16	59.13	295,947		
国民健康保険事業費納付金		10,051,290,000	10,051,287,335	100.00	37.89	189,686	
共同事業拠出金		5,000	373	7.46	0.00	0	
財政安定化基金拠出金		1,000	0	0.00	0.00	0	
保健 事業費	特定健康診査等指導費	195,241,000	157,365,580	80.60	0.59	2,970	
	保健事業費	2,540,000	2,389,428	94.07	0.01	45	
	計	197,781,000	159,755,008	80.77	0.60	3,015	
諸支出金		227,749,000	210,816,982	92.57	0.79	3,979	
予備費		97,123,962	0	0.00	0.00	0	
合 計		27,164,616,000	26,525,296,851	97.65	100.00	500,581	



(3) 年度別歳入歳出決算の金額及び構成比

ア 歳 入

区 分	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	収入済額	構成比	収入済額	構成比	収入済額	構成比	収入済額	構成比	収入済額	構成比
国民健康保険料	千円 8,427,622	% 31.47	千円 8,501,430	% 32.51	千円 8,291,853	% 32.22	千円 8,228,949	% 30.52	千円 8,323,154	% 30.82
国庫支出金	399	0.00	4,087	0.02	240,083	0.93	98,900	0.37	39	0.00
都支出金	15,576,921	58.17	15,344,322	58.67	14,986,958	58.22	16,068,830	59.62	16,008,480	59.30
繰入金	2,419,457	9.04	1,935,595	7.40	1,830,730	7.11	1,845,240	6.85	1,863,268	6.90
繰越金	300,000	1.12	300,000	1.15	300,000	1.17	656,068	2.43	737,446	2.73
その他	50,589	0.20	66,044	0.25	90,145	0.35	57,675	0.21	66,885	0.25
歳入合計	26,774,988	100.00	26,151,478	100.00	25,739,769	100.00	26,955,662	100.00	26,999,272	100.00

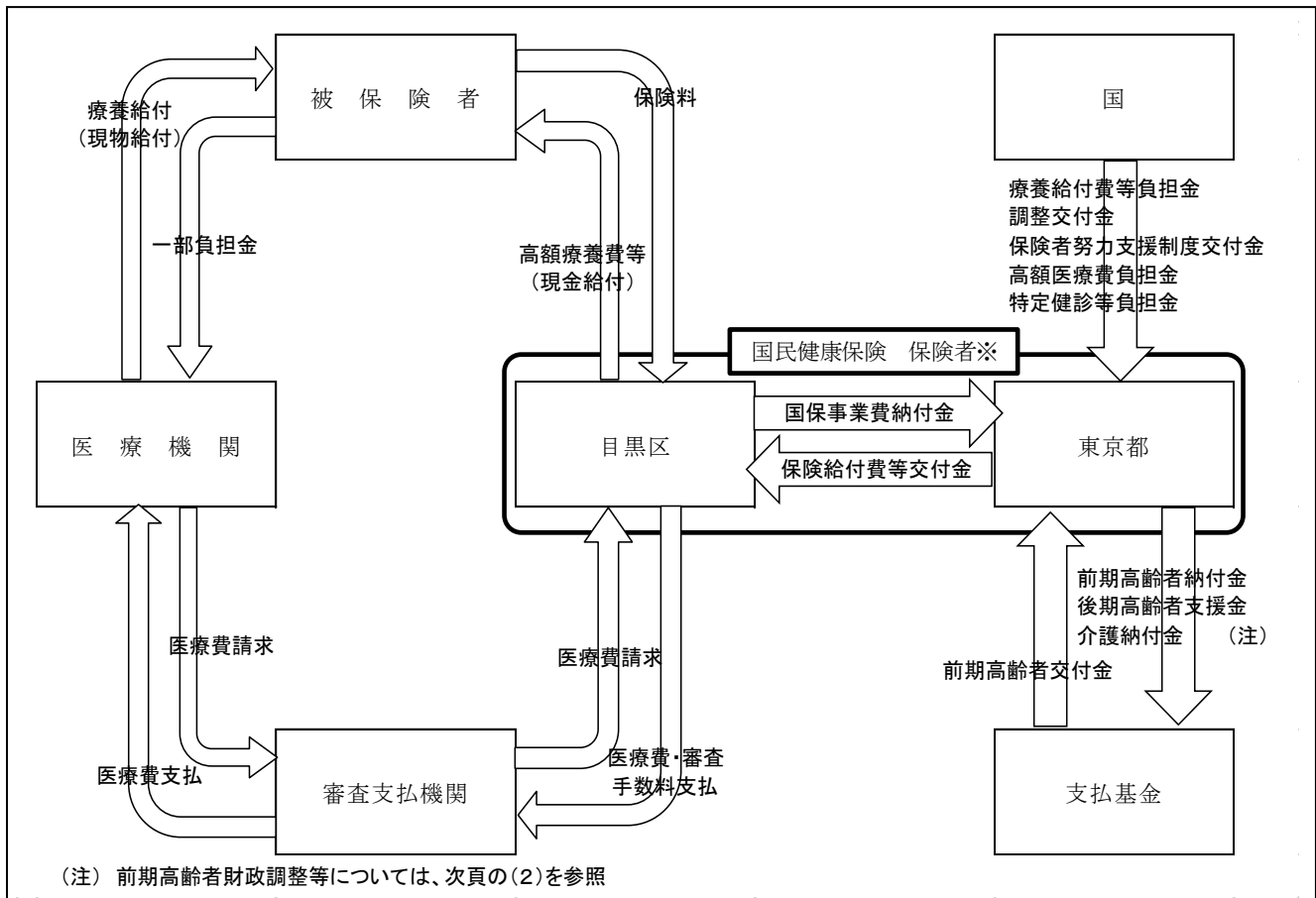
イ 歳 出

区 分	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	支出済額	構成比	支出済額	構成比	支出済額	構成比	支出済額	構成比	支出済額	構成比
総務費	千円 467,662	% 1.77	千円 493,102	% 1.91	千円 462,620	% 1.84	千円 465,182	% 1.77	千円 421,503	% 1.59
保険給付費	15,362,870	58.02	15,113,756	58.46	14,508,338	57.84	15,688,001	59.85	15,681,934	59.13
国民健康保険 事業費納付金	9,946,171	37.57	9,881,036	38.22	9,698,912	38.67	9,707,145	37.02	10,051,287	37.89
共同事業拠出金	2	0.00	3	0.00	2	0.00	0	0.00	0	0.00
その他	698,284	2.64	363,582	1.41	413,829	1.65	357,889	1.36	370,573	1.39
歳出合計	26,474,989	100.00	25,851,479	100.00	25,083,701	100.00	26,218,217	100.00	26,525,297	100.00

9 国民健康保険制度及び関連制度のしくみ

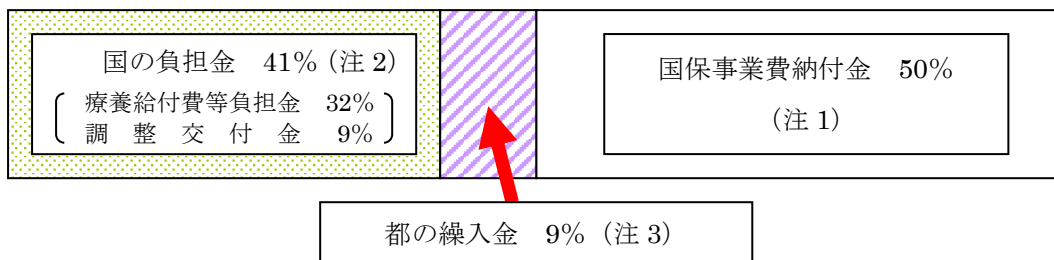
(1) 国民健康保険制度のしくみ

国民健康保険制度は、被保険者が病気・けが等をした場合に、保険者が、被保険者からの保険料、国が負担する国庫支出金、都道府県や区市町村の一般会計からの繰入金等を財源として保険給付を行う社会保険制度（医療保険）である。



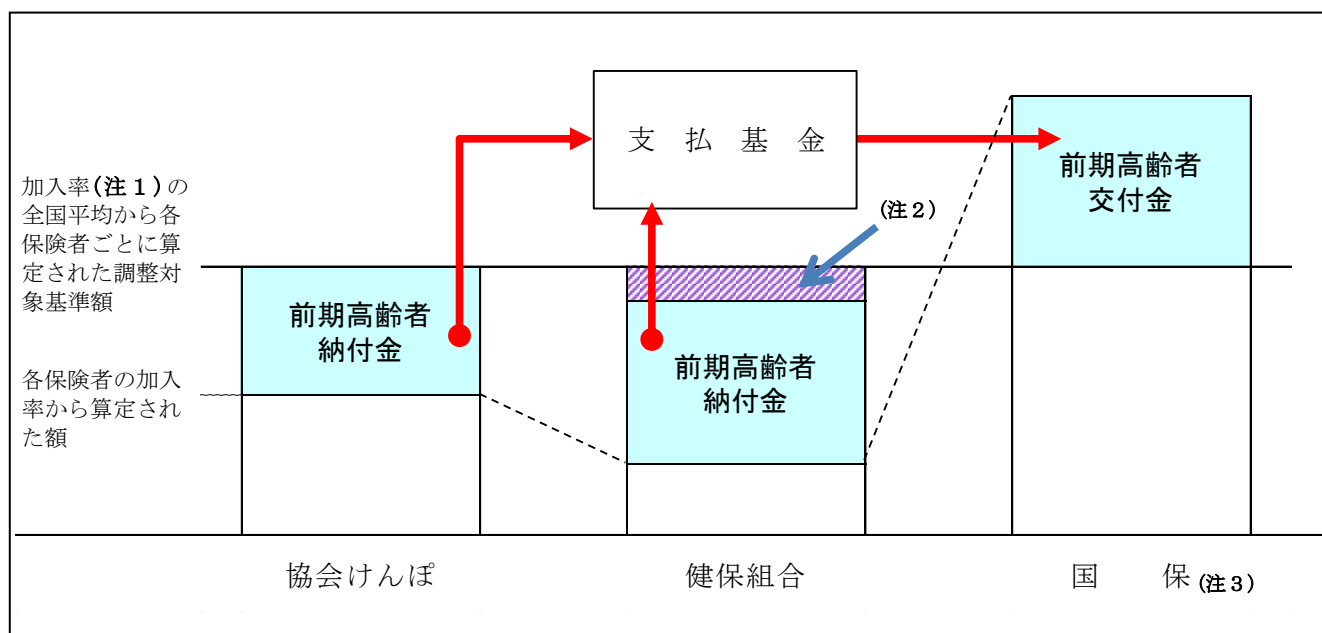
※平成 30 年度からは都道府県が国民健康保険の保険者に加わり、国保の財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保の運営を行うこととなった。都道府県は、区市町村から集めた国保事業費納付金や、国や都道府県からの公費、支払基金からの前期高齢者交付金等を財源に、都道府県内区市町村の医療給付等に充てるための保険給付費等交付金、後期高齢者支援金、介護納付金等を支払う。

東京都における国民健康保険制度の財源内訳（令和 4 年度）



- (注 1) 国保事業費等納付金を、医療費水準や所得水準に基づいて区市町村に割り当てる。その納付金を納めるために必要な標準保険料率を算定し、参考として各区市町村に示す。区市町村は都に納付金を支払うため、被保険者から保険料を集める。
- (注 2) 23 年度までは、国の負担金 43% (療養給付費等負担金 34%)
- (注 3) 29 年度までは都の調整交付金であった。23 年度までは 7%

(2) 前期高齢者財政調整のしくみ



(注1) 加入率・・・75歳未満の加入者に対する前期高齢者（65歳から74歳までの加入者）の割合

(注2) 極端に加入率の低い保険者については、負担率（当該保険者の事業費に占める拠出金の割合）の上限があるため、それを越えた部分については全保険者で再按分する。

(注3) 国保の保険者としての支払基金との調整は都道府県単位で行われる。

○前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者の前期高齢者の加入者数に応じて、費用負担の調整を行う。前期高齢者に係る給付費及び支援金について、各保険者の加入率が全国平均と同じとみなして算定された額（調整対象基準額）を負担する。

- ・調整対象基準額より前期高齢者給付費額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の額が高い保険者は「前期高齢者交付金」を受け取る。
- ・調整対象基準額より前期高齢者給付費額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の額が低い保険者は「前期高齢者納付金」を支払う。

<用語解説>

後期高齢者支援金…後期高齢者医療制度を運営するため、その財源の40%に相当する額を、いわゆる現役世代の各保険者からの支援金で賄っている。目黒区の国保も、国民健康保険事業費納付金（支援金分）として、都を経由して拠出している。

介護納付金……………介護保険の第2号被保険者（40歳以上65歳未満のかた）の介護保険料は、その被保険者の加入している医療保険の保険者が、医療保険料と一緒に徴収する。目黒区の国保も国民健康保険事業費納付金（介護分）として、都を経由して納付している。

参考：基礎データ

4(2) 医療費諸率

区分	年度	年間平均 被保険者数	診療実日数
一般	30	60,790	1,122,293
	前期高齢者	17,056	522,347
	70歳以上	1,676	51,906
	現役並一般	7,467	252,252
	未就学児	1,646	30,692
	元	58,667	1,077,265
	前期高齢者	16,411	493,916
	70歳以上	1,682	51,272
	現役並一般	7,689	252,276
	未就学児	1,539	25,843
	2	57,182	939,848
	前期高齢者	16,120	431,113
	70歳以上	1,710	45,337
	現役並一般	7,960	232,969
	未就学児	1,415	16,461
	3	55,382	1,023,472
	前期高齢者	15,879	467,997
	70歳以上	1,718	50,618
	現役並一般	8,044	259,982
	未就学児	1,262	19,450
	4	52,989	1,006,248
	前期高齢者	14,931	457,223
	70歳以上	1,649	49,539
	現役並一般	7,464	252,603
未就学児	1,190	19,251	
退職	30	217	5,377
	未就学児	0	3
	元	47	1,238
	未就学児	0	0
	2	1	45
	未就学児	0	0
	3	0	0
	未就学児	0	0
	4	0	0
	未就学児	0	0

5(4) 保険料負担額の状況

年度	区分	年間平均 世帯数	年間平均 被保険者数
30	医療・支援	44,409	61,007
	介護	20,092	23,077
元	医療・支援	43,252	58,714
	介護	19,645	22,399
2	医療・支援	42,505	57,183
	介護	19,587	22,249
3	医療・支援	41,369	55,382
	介護	19,273	21,840
4	医療・支援	40,129	52,989
	介護	18,711	21,147

4(2) 医療費の状況：療養費内訳

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額	
療養費等	31,279	279,661,682	30,155	274,780,415	24,932	238,479,368	26,038	235,571,549	25,817	233,010,439	
	食事療養・生活療養	5		7		19		10		9	
	診療費	990	16,546,274	1,433	34,829,187	1,319	27,932,077	1,127	20,210,431	1,357	18,861,879
	補装具	515	19,925,680	537	20,630,814	432	17,643,049	468	17,878,139	450	17,973,060
	柔道整復師	27,428	189,500,403	26,123	172,804,179	20,937	140,513,207	22,215	147,502,779	21,741	146,560,943
	アンマ・マッサージ	1,180	37,087,405	1,004	32,013,215	1,104	37,403,085	934	33,404,560	996	34,988,455
	ハリ・キョウ	1,160	16,515,520	1,051	14,503,020	1,121	14,987,950	1,282	16,155,720	1,263	14,610,622
	その他	0	0	0	0	0	0	1	23,040	0	0
	小計	31,273	279,575,282	30,148	274,780,415	24,913	238,479,368	26,027	235,174,669	25,807	232,994,959
	移送費	1	86,400	0	0	0	0	1	396,880	1	15,480

○食事療養費・生活療養費は法令上実質的に現物給付化がなされているため、件数及び費用額は療養の給付に計上されるが、差額支給については実質的に現金給付であるため、件数は療養費として計上する。
○差額支給は被保険者と保険者の負担割合を変更するものであり、費用額に変更はないため、金額は計上していない。

10 目黒区国民健康保険制度のあゆみ

※平成 27 年度以前については主な出来事のみを抜粋掲載しています。全文掲載版は目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。

年	月	一般事項	給付関係事項	保険料
昭和	5	・ 目黒区民生課に国民健康保険準備室を設置		
	33	・ 新国民健康保険法制定（34 年 1 月 1 日施行）		
	34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目黒区国民健康保険課設置（管理係・賦課係・徴収係） ・ 特別区国民健康保険事業調整条例制定（都条例第 79 号） ・ 目黒区国民健康保険条例制定（条例第 13 号） ・ 目黒区国民健康保険条例施行規則制定（規則第 15 号） ・ 目黒区国民健康保険運営協議会規則制定（規則第 16 号） ・ 目黒区が国民健康保険事業を開始 世帯数 22,780 世帯 被保険者数 64,539 人 	給付率 世帯主 7 割 家族 5 割 助産費 1,500 円 葬祭費 2,500 円	均等割額 600 円 所得割率 前年度区民税の 95/100 賦課限度額 50,000 円
	35	・ 目黒区国民健康保険運営協議会委員を委嘱（第 1 回開催 2/29）		
	48	・ 高額療養費支給制度の新設（48 年 12 月分から適用）	自己負担限度額 30,000 円	
	58	・ 老人保健法施行		
	59	・ 退職者医療制度の創設	退職被保険者：8 割 退職被扶養者：入院 8 割、外来 7 割	
平成	12	・ 介護保険法公布（平成 9 年 12 月 17 日）（平成 12 年 4 月 1 日施行）		
	11	・ 特別区国民健康保険事業調整条例を廃止する条例（東京都条例第 134 号）（平成 12 年 4 月 1 日施行）		
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎賦課額分（医療分）保険料所得割率の引き上げと介護納付金分（2 号被保険者）保険料上乘せ（平成 12 年 4 月 1 日施行） ・ 介護保険制度スタート ・ 国民健康保険法改正 国民健康保険料滞納者対策として被保険者証の返還及び資格証明書の交付並びに保険給付の支払の一時差し止め措置が義務化され、一時差し止めにかかる保険給付額から滞納保険料を控除することができることとなった。 ・ 地方自治法改正に伴い国民健康保険事務が自治事務になった。 		基礎賦課分（医療分） 所得割率 194/100 介護納付金分 所得割率 13/100 均等割額 7,200 円 最高限度額 70,000 円

年	月	一 般 事 項	給付関係事項	保 険 料
20	4	<ul style="list-style-type: none"> 基礎賦課額(医療分)保険料の所得割率・均等割額・賦課限度額引き下げ(後期高齢者支援金分保険料が創設されたため)介護納付金分保険料の所得割率・均等割額引き下げ <p>医療制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)発足 老人保健制度を廃止 特定健康診査/特定保健指導スタート 前期高齢者財政調整制度開始(前期高齢者交付金・前期高齢者納付金の創設) 退職者医療制度の廃止、ただし経過措置あり(平成26年度までの65歳未満退職被保険者等については、当該被保険者等が65歳到達するまでは退職被保険者等として扱う) 高額医療・高額介護合算療養費の新設(申請は21年度以降開始) 	<p>自己負担限度額(年額)</p> <p>[70歳未満]</p> <p>上位所得者 126万円(168万円) 一般 67万円(89万円) 住民税非課税 34万円(45万円)</p> <p>[70歳以上]</p> <p>現役並み所得 67万円(89万円) 一般 56万円(75万円) 低所得Ⅱ 31万円(41万円) 低所得Ⅰ 19万円(25万円)</p> <p>※カッコ内は、20年4～7月診療分を合算した場合の限度額</p>	<p>基礎賦課額分(医療分) 所得割率 90/100 均等割額 28,800円 賦課限度額 47万円</p> <p>介護納付金分 所得割率 15/100 均等割額 11,100円</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割率 27/100 均等割額 8,100円 賦課限度額 12万円</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 70歳以上被保険者の患者負担の見直しとその凍結 70歳以上被保険者の自己負担限度額の見直しとその凍結 療養病床に入院する65～70歳被保険者の食費・居住費の見直し 乳幼児の患者負担の見直し 後期高齢者医療制度発足に伴う国民健康保険料の激変緩和措置開始(特定同一世帯所属者を含めての保険料減額判定、旧被扶養者に係る保険料の減免措置) 国保から後期高齢者医療制度に移行したことにより現役並み所得者となる場合の負担割合判定における経過措置開始 	<p>一般 2割</p> <p>※国の措置により平成20～23年度は1割に据え置き)</p> <p>一般 62,100円(多数月44,400円) 外来 24,600円(個人毎)</p> <p>※国の措置により平成20～23年度は44,400円(外来は12,000円)に据え置き</p> <p>3歳未満2割 ⇒義務教育就学前2割</p> <p>20年7月までは、3月までの負担割合を引き継ぐ。 20年8月以降は、申請により、自己負担限度額「一般」を適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定同一世帯所属者を含む減額判定は、後期高齢者医療制度移行後5年間適用 旧被扶養者の減免(均等割を半額、所得割を免除)は国保加入後、2年間適用
	10	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料の特別徴収を開始 		

年	月	一般事項	給付関係事項	保険料
28	1	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー制度の開始 ペイジー収納開始 		
	3	<ul style="list-style-type: none"> 目黒区国民健康保険データヘルス計画策定 		
	4	<ul style="list-style-type: none"> 基礎賦課額（医療分）保険料の所得割率・均等割額・賦課限度額引き上げ 後期高齢者支援金分保険料の所得割率・賦課限度額引き上げ 介護納付金分保険料の所得割率引き下げ 入院時食事療養費に係る標準負担額の引き上げ 保険料均等割軽減対象世帯の拡大 医療費改定（平均 0.49%） 医科 0.56%、歯科 0.61%、調剤 0.17% 薬価基準の引下げ▲5.57%(医療費ベース▲1.22%) 滞納対策事務の一元化に向けた取り組み 滞納対策課への一部事務移管 	入院時食事療養標準負担額 一般 260円/食→360円/食 （一般以外は据え置き）	基礎賦課額分（医療分） 所得割率 6.86/100 均等割額 35,400円 賦課限度額 54万円 後期高齢者支援金分 所得割率 2.02/100 賦課限度額 19万円 介護納付金分 所得割率 1.15/100 5割減額 当該所得が33万円＋ （被保険者数＋特定 同一世帯所属者数）× 26.5万円以下の世帯 2割減額 当該所得が33万円＋ （被保険者数＋特定 同一世帯所属者数）× 48万円以下の世帯 基礎賦課額分（医療分） 所得割率 7.47/100 均等割額 38,400円 後期高齢者支援金分 所得割率 1.96/100 均等割額 11,100円 介護納付金分 所得割率 1.12/100 均等割額 15,600円
29	1	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険制度におけるマイナンバー（社会保障・税番号制度）利用開始 		

年	月	一般事項	給付関係事項	保険料
29	4	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎賦課額（医療分）保険料の所得割率・均等割額引き上げ ・後期高齢者支援金分保険料の所得割率引き下げ・均等割額引き上げ ・介護納付金分保険料の所得割率引き下げ・均等割額引き上げ ・保険料均等割軽減対象世帯の拡大 ・国保年金課組織改正（滞納対策事務の一元化に伴い、滞納対策事務を滞納対策課に移管。納付相談係を廃止） 		基礎賦課額分（医療分） 所得割率 7.47/100 均等割額 38,400 円 後期高齢者支援金分 所得割率 1.96/100 均等割額 11,100 円 介護納付金分 所得割率 1.12/100 均等割額 15,600 円 5 割減額 当該所得が 33 万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×27 万円以下の世帯 2 割減額 当該所得が 33 万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×49 万円以下の世帯
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費制度における自己負担限度額の改定（70 歳以上のかた） 	外来のみ（個人単位） 現役並み所得： 44,400 円 →57,600 円 一般： 12,000 円→14,000 円 （年間上限 14.4 万円） 外来＋入院（世帯単位） 一般： 44,400 円→57,600 円 （多数回該当の場合は 44,400 円） 一般区分の限度額（世帯）について、多数回該当を設定	
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時生活療養標準負担額の改定 	【医療区分Ⅰ】 居住費（1 日につき） 320 円→370 円 【医療区分Ⅱ・Ⅲ】 居住費（1 日につき） 0 円→200 円（指定難病の患者除く）	
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー（社会保障・税番号制度）による情報連携の開始 		

年	月	一 般 事 項	給付関係事項	保 険 料
30	3	<ul style="list-style-type: none"> 目黒区国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画・第二期データヘルス計画策定 		
	4	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険新制度（国民健康保険制度の広域化）の開始（東京都が財政運営の責任主体へ） <ul style="list-style-type: none"> →被保険者証等の様式変更（「東京都」名の表記） <ul style="list-style-type: none"> ※平成30年4月以降の各被保険者証等の一斉更新時から随時変更 →国保の資格取得・喪失は都道府県単位に変更 →高額療養費の多数回該当の回数が都道府県単位での通算に変更 目黒区国民健康保険運営協議会の名称変更 <ul style="list-style-type: none"> 旧：目黒区国民健康保険運営協議会 新：目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会 CKD（慢性腎臓病）重症化予防保健指導の開始 基礎賦課額（医療分）保険料の所得割率引き下げ・均等割額・賦課限度額引き上げ 後期高齢者支援金分保険料の所得割率・均等割額引き上げ 介護納付金分保険料の所得割率引き上げ 入院時食事療養標準負担額の改定 入院時生活療養標準負担額の改定 保険料均等割軽減対象世帯の拡大 医療費改定（平均 0.55%） <ul style="list-style-type: none"> 医科 0.63%、歯科 0.69%、調剤 0.19% 薬価基準の引下げ▲7.48%（医療費ベース▲1.65%） 	<p>自己負担額 住民税課税世帯：360円→460円（難病等の患者は1食につき260円に据え置き）</p> <p>【医療区分Ⅱ・Ⅲ】 居住費（1日につき） 200円→370円（指定難病の患者は0円）</p>	<p>基礎賦課額分（医療分） 所得割率 7.32/100 均等割額 39,000円 限度額 54万円→58万円</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割率 2.22/100 均等割額 12,000円</p> <p>介護納付金分 所得割率 1.29/100 均等割額 15,600円</p> <p>5割減額 当該所得が33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×27.5万円以下の世帯</p> <p>2割減額 当該所得が33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×50万円以下の世帯</p>

年	月	一 般 事 項	給付関係事項	保 険 料
30	6 8	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替による全期前納を開始 ・高額療養費制度における自己負担限度額の改定（70歳以上のかた） ・高額医療・高額介護合算療養費制度における自己負担限度額の改定（70歳以上のかた） 	<p>70歳以上 外来のみ（個人単位） 一般：14,000円→18,000円 （年間上限14.4万円） 現役並み：57,600円→廃止</p> <p>外来＋入院（世帯単位） 現役並み所得を3区分に分割課税所得 690万円以上： 252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 多数回該当140,100円 380万円以上： 167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 多数回該当93,000円 145万円以上： 80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 多数回該当44,400円</p> <p>70歳以上 現役並み所得を3区分に分割課税所得 690万円以上：212万円 380万円以上：141万円 145万円以上：67万円</p>	
31	4	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎賦課額（医療分）保険料の所得割率引き下げ・均等割額・賦課限度額引き上げ ・後期高齢者支援金分保険料の所得割率・均等割額引き上げ ・介護納付金分保険料の所得割率引き上げ ・保険料均等割軽減対象世帯の拡大 ・旧被扶養者に係る保険料減免について、均等割の減免期間を国保加入後2年間に変更 ・クレジットカード収納を開始 		<p>基礎賦課額分（医療分） 所得割率 7.25/100 均等割額 39,900円 限度額 58万円→61万円</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割率 2.24/100 均等割額 12,300円</p> <p>介護納付金分 所得割率 1.34/100 均等割額 15,600円</p> <p>5割減額 当該所得が33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×28万円以下の世帯</p> <p>2割減額 当該所得が33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×51万円以下の世帯</p>

年	月	一般事項	給付関係事項	保険料
令和元	10	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率改定 (8%→10%) 医療費改定 (平均 0.41%) 医科 0.48%、歯科 0.57%、調剤 0.12% 薬価基準の引下げ▲2.40%(医療費ベース ▲0.51%) 		
2	4	<ul style="list-style-type: none"> 基礎賦課額 (医療分) 保険料の所得割率引き下げ・賦課限度額引き上げ 後期高齢者支援金分保険料の所得割率・均等割額引き上げ 介護納付金分保険料の所得割率・賦課限度額引き上げ 保険料均等割軽減対象世帯の拡大 医療費改定 (平均 0.55%) 医科 0.53%、歯科 0.59%、調剤 0.16% 薬価基準の引下げ▲4.38%(医療費ベース ▲0.99%) 		基礎賦課額分 (医療分) 所得割率 7.14/100 均等割額 39,900 円 限度額 61 万円→63 万円 後期高齢者支援金分 所得割率 2.29/100 均等割額 12,900 円 介護納付金分 所得割率 1.59/100 均等割額 15,600 円 限度額 16 万円→17 万円 5 割減額 当該所得が 33 万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×28.5 万円以下の世帯 2 割減額 当該所得が 33 万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×52 万円以下の世帯
	6	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免申請の受付を開始 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に係る傷病手当金支給制度創設 (申請受付を開始) 		

年	月	一 般 事 項	給付関係事項	保 険 料
3	4	<ul style="list-style-type: none"> 基礎賦課額（医療分）保険料の所得割率・均等割額引き下げ 後期高齢者支援金分保険料の所得割率・均等割額引き上げ 介護納付金分保険料の所得割率・均等割額引き上げ 		基礎賦課額分（医療分） 所得割率 7.13/100 均等割額 38,800 円 後期高齢者支援金分 所得割率 2.41/100 均等割額 13,200 円 介護納付金分 所得割率 2.01/100 均等割額 17,000 円
		<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度税制改正（個人所得課税の見直し）に伴う国民健康保険制度の見直し ※給与所得控除・公的年金等控除の引き下げ、基礎控除の引き上げが国保制度へ意図せざる影響や不利益を及ぼさないよう見直し →保険料均等割軽減対象の基準所得額の見直し等 毎年薬価改定の初年度 		7 割減額 当該所得が 43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)) 以下の世帯 5 割減額 当該所得が 43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)) + ((被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × 28.5 万円) 以下の世帯 2 割減額 当該所得が 43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)) + ((被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × 52 万円) 以下の世帯 ※給与所得者等とは、給与所得者と公的年金等の支給を受ける者
	10	<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認等システムの本格運用が開始 		
	12	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン決済アプリ収納を開始 		
4	4	<ul style="list-style-type: none"> 基礎賦課額（医療分）保険料の所得割率・均等割額・賦課限度額引き上げ 後期高齢者支援金分保険料の所得割率引き下げ・賦課限度額引き上げ 介護納付金分保険料の所得割率引き上げ・均等割額引き下げ 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の開始 →全世帯の未就学児の均等割保険料の 5 割を公費により軽減 医療費改定（平均 0.43%） 医科 0.26%、歯科 0.29%、調剤 0.08% 薬価基準の引下げ▲6.69%（医療費ベース ▲1.35%） 		基礎賦課額分（医療分） 所得割率 7.16/100 均等割額 42,100 円 限度額 63 万円→65 万円 後期高齢者支援金分 所得割率 2.28/100 均等割額 13,200 円 限度額 19 万円→20 万円 介護納付金分 所得割率 2.10/100 均等割額 16,600 円

年	月	一 般 事 項	給付関係事項	保 険 料
5	4	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎賦課額（医療分）保険料の所得割率・均等割額引き上げ 後期高齢者支援金分保険料の所得割率・均等割額・賦課限度額引き上げ 介護納付金分保険料の所得割率・均等割額引き下げ ・保険料均等割軽減対象世帯の拡大 ・出産育児一時金支給額の増額 ・毎年薬価改定 ・スマートフォン決済アプリ収納の対象サービスを拡大 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の開始 	<p>出産育児一時金 420,000円→500,000円</p>	<p>基礎賦課額分（医療分） 所得割率 7.17/100 均等割額 45,000円</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割率 2.31/100 均等割額 15,100円 限度額 20万円→22万円</p> <p>介護納付金分 所得割率 1.93/100 均等割額 16,200円</p> <p>5割減額 当該所得が 43万円+(10万円×(給与所得者等の数-1))+ (被保険者数+特定同一世帯所属者数)×29万円)以下の世帯</p> <p>2割減額 当該所得が 43万円+(10万円×(給与所得者等の数-1))+ (被保険者数+特定同一世帯所属者数)×53.5万円)以下の世帯</p>

1.1 目黒区の医療関係施設数

目黒区健康推進部生活衛生課調べ
(令和4年12月31日現在)

(単位：施設)

医科病院	9	(9)
診療所	3 4 7	(3 4 0)
小計	3 5 6	(3 4 9)
歯科	2 8 5	(2 8 8)
薬局	1 5 7	(1 4 9)
合計	7 9 8	(7 8 6)

カッコ内は3年12月31日現在の数字

ただし、薬局数は令和5年3月31日現在
カッコ内は4年3月31日現在

国民健康保険事業の概要

令和5年9月1日発行

発行 目黒区

編集 目黒区区民生活部国保年金課

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 (03) 5722-9809